

前書之通急度可申合候、月並寄合候て、勤方之義、又は不法成義無之様、相互に無遠慮可申合候。

右之趣、當分計之事にては無之候間、永々無懈怠急度可申合候、若右之段々用不被申候輩も有之候は、書付封候て、御奉行所へ可申上候、末々之爲め一組連判仕置候、仍如件。

享保七年壬寅六月

右之趣、猶又被仰渡奉畏候、爲後日仍如件。

一番組より十八番組迄  
總名主連印

何番組  
何町々

名主 誰々  
夏目直克家記

天明九酉年正月

寛政四子年十月

同役申合

一、勤向出精之義は勿論、髮容風俗其外不依何事、かうとうにいたし可

申、且支配之者に用談之節、權高に無之様いたし、忤手代等に別而可申聞置候、兎服相用、脇差等も目立不申様、長脇差無用にいたし、并鼻紙袋或はきせる烟草入等に至迄、縦令有合候共、目立候品相用申聞敷事。

但、供之もの迄もかうとうにいたし、長脇差無用之事。

一、銘々持參之辨當は、御脇掛御掛札に順、并目立候器物等、相用申聞敷事。

一、御番所御門内に、雪駄并革鼻緒之裏付草履堅無用、雨天之節、蛇目傘相用申聞敷事。

一、家屋敷賣買并讓之節、町禮員數は御定之通相守、家主相替候節は、口上に而可申觸旨、被仰渡之通、是亦相守可申事は勿論に候得共、家守附候節、扇子又は肴等音物相増候共、一切請申聞敷事。



一、同役跡式相續并忤見習勤願濟之上、組合相互に振舞等いたし間敷候、音信等致候共、至而手輕に取計可申事。  
一、組合月並寄合等、都而同役申合事に而出會いたし候節、茶屋體之場所無用に致成丈け宅に而可致候、尤酒、菓子等相用申間敷事。  
一、無據私用等に而他行致候節、無僕之節別而袴着可然、妻子等他行之節、風俗目立不申様可致事。

但、都而神佛に信心に而參詣等致候共、勤先より同役申合連立候様致義、相慎可申事。

一、平生無益之客來不致、縱令同役親類たり共、遊興ケ間敷義無用之事。但、親類其外共、音信手輕にいたし可申候。

一、家作等不相應之普請致間敷、可成丈手輕に致し可申事。

一、子供稽古之外、音曲相慎可申事。

一、家事取締のため、其身慎を第一にいたし、家内平生未熟に無之様、心掛可申事。

前書格別に申合致候上は、以來等閑に無之ためにも候間、縱令御用筋無之共、一ヶ月一度づゝ寄合いたし、相互に心得等之義有之候はば、可申談事は、

寛政四子年十月

同役不殘連印 重寶

二、町の事業 名主支配下に於て、月行事家主其他事に當り、各町に於て施行す可き事業一にして足らず、上水、下水道、橋梁、消防、警備等、其最も重なる者也。

甲、上水 神田、玉川兩上水の上流及樋柵幹線に關する修繕工事は、所謂御組合事業として幕府の手に於て之を爲し、後には請負人を設けて之を爲さしめ、武家寺社と共に、一定の課率に従ひ、其經費を負



擔し、又一定の水料を出して之が經常費の支辨に充つ、町内支線の修繕等は、町内の自分普請たり。東京市史稿、某氏藏文書。

請負申證文之事

一、御町内御上水戸樋凡長さ七十間餘

但し、大さ内法

八寸に、壹尺貳寸五分

此仕様、檜木古板厚さ削立二寸五分、割れ朽白駄拔、節を除き、外釘打、内鉋削、側板一枚板、敷は二枚、斜にして、はぎ合目、随分木を痛め、鋸に而再篇摺合、落釘一本之鐵目二十五、宛有之候を、六寸間に打、并貝折釘一本之鐵目二十五、宛有之候を、是亦六寸間に打、敷之、剝目、側板之取合、馴染能、横皮入念打、尤釘頭毎に横皮卷打、繼手釘打、及繼にして、繼手一ヶ所之片側に、笹皮釘六本づゝ、横皮卷打、繼手随分入念、横皮を込み打堅め、蓋板同木厚さ

二寸五分削立、切蓋にして、切蓋一枚に、右同鐵目之貝折釘四本づゝ、横皮卷打、尤側取合能、切蓋合せ目、馴染好摺合、横皮入念打堅め、總而御注文に書落候事有之候共、不仕不叶所は、無違背仕、諸事御差圖不相背、急度仕立差上申上候。

一、前後水留め諸入用一式、兩指口御好次第急度仕立。

右之通、戸樋材木釘横皮、大工手間飯米、手傳伏せ方大工手間、戸樋曳付候車力、其外とも戸樋伏せ渡しに迄、諸入用一式に而、六尺間十間に付

代金八兩一分宛

右之通、積り立を以、私に被仰付、慥に御請負申所實正也、然上者、随分入念、板御見分を請、御差圖を以、急度仕立可申候、尤來る十三日迄に、戸樋打立、同十五日より伏せ懸り候而、二十二日迄に



伏せ仕廻相渡し可申候、尤金子之儀者、戸樋打立次第、段々に御渡し可被下候、若萬一請負人何様之儀にて差支候共、請人方より急度右日限之通仕立、差出し可申候、爲後日請負證文仍如件。

元文三年午六月三日

請負人 南茅場町鈴木屋 甚兵衛印

請人 小網町三丁目津國屋 忠兵衛印

通四丁目

月行事衆中

家主衆中

乙、道路橋梁下水 道路は、幕修に係る城廻及官署所在地の外、武家地は武家の私修とし、町地は町家の私修とし、武家町家入會地は、武家町家共同して経費を負擔し、以て之を修築すること、既に記す所の

如し、而して之が負擔割合は水道其他と同じく、武家は石高に課し、町家は小間に割り、小間二間—百石の割合を以てしたり、年々祭禮前及將軍家御成前、必ず道普請を爲すを例とし、掃除亦兩側の町家之を爲す。

慶安四卯年二月

道路築方并下水さらる方之儀町觸

一、町中道あしき所へは淺草砂を敷、中高に作り可申候、勿論どろあくたにて築申まじき事。

一、表裏之下水、無滯水通り候様、町中申合、さらへ可申候、裏々下水へ家作り出し申間敷候、出候所は、急度切可申候、近日御奉行所より、御檢使被遣候間、油斷仕間敷候。

橋梁は、御入用橋たる官修橋梁の外、私修の者に武家持、町家持有り、



一手持組合持有ること、亦既に之を記す、内町家私修の橋梁は、多く兩向兩側の町に於て組合を設け、各町橋への距離に依り、之が負擔に差等を付し、以て其經費を辨する例なりしと云ふ、經費を小間割にすること、道路其他に同じ、橋掃除は、延寶五年官修橋梁の掃除に關する町觸有り、同六年橋梁洗滌の令、享保十四年橋梁掃除の申渡有り、以て幕末に至る。

延寶五年二月十二日町年寄申渡

從公儀御懸被成候町中之橋々、殊之外不掃除に有之間、只今迄橋掃除仕來候町々より、毎月奇麗に掃除可仕旨、被仰付候間、堅相守可申候、毎月十四日、二十四日に御同心衆見分に御廻り被成候間、若不掃除に致候は、急度可被仰付候條、無油斷切々掃除可仕候、同六年五月二十四日町中請書

一、何橋前々より私共町内支配仕來候間、雨降申候日、一ヶ月に兩度づ、毎月御橋洗可申旨、被仰付奉畏候。

享保十四年九月二十二日申渡

町々に有之候御入用にて出來候橋、其處より致世話平生掃除等入念可相守筈に有之處、近來橋番人に打任置候に付、掃除龜末に致、ちりほこり溜り、橋早く打損候、向後は、其町々名主町人度々見廻り、橋番人へは急度申付、ちりほこり溜り不申様、入念掃除可爲仕候、尤右見分御廻し可被成候間、龜末に仕置候は、御答被仰付候旨、從御奉行所被仰渡候。

蓋町奉行所與力に定橋掛有り、橋々掃除見分として毎月一箇所を兩三回づ、巡視するの制たる也。

下水修繕は、概して道路に同じく、一町限りの者は一町に於て之を



爲し、數箇町に亘る者は數箇町組合ひて之を爲す、市ヶ谷月桂寺前  
通道造下水其外組合が、町家一箇町、武家、寺院に組合ひ、市ヶ谷田町  
壹町目下水溜柵組合が、町家五箇町、武家、寺院に組合ひたる類の如  
し、之が經費負擔の割合亦道橋に同じ、而して共に町奉行所の管轄  
に屬し、工事に際して、奉行所の認可を要するは、茲に更めて言ふま  
でも無し。

丙、消防 消防組織は、江戸自治機關中、最も整備したる者の一たるを  
失はず、蓋江戸府内の消防組織は、幕府の定火消、大名の所々火消方  
角火消の外、町家の町火消最も有効なる活動を爲したりし也。  
町家の消防隊は、町火消及町内火消に分る。

町火消は、享保中其組織を整備し、元文三年の改正を経たる者にし  
て、爾來變更無し、其組織河西はいろは四十八組内へひら三組に百を八組  
千萬の字を用ゆ

に大別し、河東は一、二、三等十六組を三組に大別す、其組合(文政九  
年度)

一番組 人足二千二百四十六人

い組 人足四百九十六人

よ組 人足七百二十人

は組 人足五百九十二人

に組 人足三百九十人

萬組 人足四十八人

二番組 人足千三百七十四人

せ組 人足二百八十一人

ろ組 人足二百四十九人

も組 人足百八人

め組 人足二百三十九人

本町、本石町、室町、小田原町、本銀町、本兩替町、本  
材木町、本舟町、駿河町、瀬戸物町、伊勢町、安針町、  
萬町、青物町、通一丁目、吳服町、岩附町、西川岸町、  
鎌倉町、永宮町、鍛冶町、多町、大工町、白壁町、  
須田町、鍋町、紺屋町、小柳町、平水町、三河町、  
大傳馬町、龜井町、難波町、堺町、小網町、小舟町、  
油町、堀江町、小傳馬町、鐵炮町、高砂町、宮澤町、  
長谷川町、  
通鹽町、横山町、馬喰町、村松町、橋町、米澤町、  
豊島町、久右衛門町、吉川町、柳原町、  
飯田町四ヶ町。

炭町、南横町、南大町、鈴木町邊、大鋸町、南傳  
馬町邊、五郎兵衛町、桶町、  
元大工町、佐内町、平松町、上横町、下横町、紺屋  
町、新右衛門町、  
南紺屋町邊、銀座邊、三十間堀邊、丸屋町邊、數寄  
屋町邊、西紺屋町、  
櫻田久保町、兼房町、二葉町邊、源介町、露月町、  
神明町、増上寺中門前邊、濱松町、芝口町、



す組 人足百五十九人  
百組 人足百四十一人  
千組 人足百九十七人  
三番組 人足七百七人

南小田原町邊、舟松町、本湊町邊、木挽町邊、南八丁堀邊、南茅場町、南八丁堀、本八丁堀、日比谷町、龜島町、神田塗物町代地邊、箱崎町、北新堀、南新堀、南銀町、東湊町、靈岩島町邊。

て組 人足百十七人  
あ組 人足百十七人  
さ組 人足二百四人  
き組 人足六十五人  
ゆ組 人足五十五人  
み組 人足百二十四人  
本組 人足二十五人  
五番組 人足千二百三十七人

白金臺町一丁目より十一丁目邊迄、永峰町邊、目黒町邊、寺社門前。  
芝田町、久保町邊、古川町、一本松町、麻布本村町、龍土町。  
芝松本町、増上寺邊、新網町、三田臺町、三田臺岡町、下高繩町、功運寺門前。  
白金猿町邊、妙玄院門前、品川臺町、了眞院本立院寶塔寺三門前。  
芝車町、泉岳寺門前、下高繩町。  
芝金杉邊、同田町邊、本芝町邊、増上寺門前、西應寺町、安樂寺門前。  
承教寺、廣岳院、相福寺、上行寺、朗惺寺、黃梅院六門前、并二本榎寺社門前。

く組 人足八十七人  
や組 人足百十七人  
ま組 人足二百八十五人  
け組 人足百十一人  
ふ組 人足百人  
こ組 人足三十五人  
え組 人足百四十四人  
し組 人足百三十二人  
ゑ組 人足二百二十六人  
六番組 人足九百八十九人

四谷傳馬町、龜町十一丁、三十三丁目迄、市谷本村町邊。  
半藏御門外麴町邊、同三丁目裏谷町邊、同所平川町邊。  
赤坂傳馬町、同新町、同所田町、元赤坂町邊、麻布今井町。  
元坂ヶ橋町邊、鮫ヶ橋谷町邊、四谷仲町邊。  
青山御手大工町邊、同所淺河町邊、同所久保町邊。  
麻布宮益町邊、同道玄坂町邊、澁谷廣尾町邊。  
麻布龍土町邊、飯倉六本木町邊、本村町、櫻田町邊。  
麻布市兵衛町谷町邊、飯倉町邊、今井町邊、永坂町、麻布新網町邊。  
西久保新下谷町邊、同所葺手町邊、青松寺門前町、富山町。  
小石川春日町邊、同所傳通院門前町邊、其外寺社門前。  
市谷谷町邊、牛込原町邊、其外寺社門前。

な組 人足二百七十二人  
お組 人足百十八人



む組 人足九十三人  
 う組 人足百三十人  
 の組 人足二百四十人  
 の組 人足百三十六人  
 八番組 人足九百九十九人  
 ほ組 人足百三人  
 わ組 人足三百二十人  
 か組 人足三百三十三人  
 た組 人足二百四十三人  
 九番組 足五百九十六人  
 れ組 人足二百二十五人  
 そ組 人足百三十六人

小石川御簀笥町、小日向清水谷町、大塚町、三間町、若荷谷、金杉町。  
 牛込改代町、關口水道町、同築地片町、音羽町邊、小日向水道町、八幡坂町、牛込水道町、馬場先片町、市谷田町邊、船河原町、牛込肴町、拂方町、御納戸町、津久戸町、寺社門前共。  
 牛込天神町、榎町、早稻田町、馬場下町、供養塚町、辨天町、寺社門前共。  
 淺草平右衛門町、茅町邊、旅籠町、森田町、猿屋町、天王町、瓦町、元鳥越町邊、寺社門前共。  
 湯島天神下町、茅町邊、池ノ端仲町、黒門町、大門町、下谷長者町、上野町、下谷町。  
 佐久間町邊、湯島邊、旅籠町邊、湯島天神門前、佐久間明地の内測量場。  
 春木町、本郷一丁目より六丁目迄、菊坂町、小石川片町、竹町、本郷金助町、古庵屋敷。  
 谷中感應寺門前邊、谷中町、千駄木町邊、同片町、三崎町、宮永町、池ノ端七軒町。  
 駒込片町、追分町、丸山新町、白山前町、指ヶ谷町、南片町、其外寺社門前共。

つ組 人足百九人  
 ね組 人足百二十六人  
 十番組 人足九百三十一人  
 と組 人足二百十三人  
 ち組 人足百二十一人  
 り組 人足七十八人  
 む組 人足七十五人  
 る組 人足百五十六人  
 を組 人足二百八十九人  
 南組 人足四百七十人  
 一組 人足二十五人  
 二組 人足百九人

駒込淺草町、染井七軒町、同千駄木町、同片町、同富士前町、肴町。  
 巢鴨町、七軒町、大原町、同原町邊、火番町、同仲町、御簀笥町。  
 淺草三好町、黒舟町、東仲町、田原町邊、西仲町、福川町、三間町。  
 花川戸町、六軒町、山ノ宿山川町、聖天町、瓦町、田町、南馬道町、北馬道町。  
 新鳥越町、淺草山谷町、今戸町、橋場町、東禪寺正光院不動院門前共。  
 下谷通新町、龍泉寺町、上野領三輪町、同下谷金杉町。  
 下谷車坂町、山崎町分、御切手町、御簀笥町、御具足町、山伏町、坂本町、金杉上町。  
 阿部川町、淺留町、六軒町、大工屋敷、七番屋敷、下谷小島町。  
 木場町邊、元加賀町邊、石鳥町邊、茂森町邊、凡町數二十一町程。  
 黒江町邊、永代寺門前邊、入舟町邊、宮川町邊、凡町數十町程。



にして、人足合計一萬三百五十九人天明六年一萬五百十二人、丙定式臨時駆付人足六千六百六十五人所謂鳶の者是也、平日は土木工事の手傳に従ひ、火災の時轉して消防夫と爲る、各組に頭取有り、其下各小組に頭有り、其下に纏、纏持、弟子持、平人、人足有り、以て各其職事を分つ、纏は各組の旗幟とする所也、平人は鳶口を持つ、普通の消防夫也、人足は所謂土手組なる者也、消防に加はらず、小頭以上は、革羽織を著するを許さる、平人は生平法被股引を給せられ、出火の際自身番屋の著到を待ちて革頭巾を渡さる、毎月一回自身番屋に點呼を行ひ、一朝火有る乎、消防夫は自身番屋に

- 十三組 人足九十五人 石原町邊、荒井町邊、中ノ郷番場町邊、凡町數九町程。
- 十四組 人足五十人 中ノ郷元町邊、小梅代地邊、凡町數十四町程。
- 十五組 人足六十人 龜戸町邊、出村町邊、深川代地町邊、凡町數九町程、北松代町邊、五ノ橋町邊、瓦町邊、古元町邊、凡町數七町程。
- 十六組 人足五十人

- 三組 人足百六十三人 佐賀町邊、熊井町邊、凡町數二十二町程。
- 四組 人足百十八人 材木町邊、平野町邊、海邊大工町邊、凡町數二十三町程。
- 六組 人足五十五人 海邊大工町、同裏町邊、清住町邊、靈岸寺門前、凡町數四町程。
- 中組 人足四百六十六人
- 五組 人足四十二人 富川町邊、扇橋町邊、猿江代地邊、凡町數八町程。
- 七組 人足七十四人 深川元町邊、六間堀邊、森下町邊、御舟藏前町、凡町數六町程。
- 八組 人足百人 本所徳右衛門町邊、菊川町邊、松井町邊、林町邊、町數凡十六町程。
- 九組 人足三十五人 猿江町邊、大島町邊、同所裏町、東町邊、凡町數四十町程。
- 十一組 人足百五人 尾上町邊、綠町邊、松坂町邊、龜澤町邊、凡町數十六町程。
- 十組 人足五十人 本所柳原邊、茅場町邊、深川有元町、凡町數九町程。
- 北組 人足四百四人
- 十二組 百四十八人 綠町邊、花町邊、三笠町邊、吉田町邊、吉岡町邊、凡町數十八町程。



集りて消防具及革頭巾を受取り、各部署に就き、月行事、火之番家主  
之に附添ひ、名主の指揮下に進出して、持場に就く、寛政中令して肝  
煎名主大組を擔當し、各町名主年番を以て小組一組を受持ち、内纏  
當番及添番名主纏の進退を指揮し、纏持頭取、人足之に屬して、全隊  
の標幟と爲り、以て進退之に隨はしめ、名主の目標としては、晝陣笠、  
夜は提灯を以てせしめ、十手を帶し、纏番添番の外、町奉行出馬地に  
在りて、纏番名主への傳令に當らしめたること有り、而して町奉行  
所よりは、與力同心出張し、火災に依りては、奉行亦自ら騎馬番頭格  
を以て災場に臨む、町火消の消防區域は、特別の命令有らざる限り、  
町地に止まり、故なくして朱引境を越ゆるを得ず、現場に在りては  
大組一組を先組跡組に分ち、先組を以て消防し、其勞疲するを待ち、  
跡組をして之に代らしめ、以て其受持區域内に於ける火を救ふ、經

費は各町小間割にして、地主より之を出す、所謂火消小間是也、其額  
は左の諸文書を以て之を類推す可し。

火消小間 久右衛門町代地町録に、

に組三十三町小間 田舎間也、

(中略)

右都合二千九百九十間八分四里 火の見入用、大纏入用、  
右小間割也

町火消小組人足月行事小間高出火に付諸願上留に、

八番組小間高

ほ組 千四百五拾四間      わ組 貳千六百四拾間半

か組 三千八百拾八間      た組 三千三百五拾間

ハ 壹萬五百參拾貳間半

ほ組 月行事 三拾貳人  
人足 六拾壹人      わ組 月行事 貳拾貳人  
人足 八拾人



か組 月行事 三拾五人  
人足 百貳拾壹人

た組 月行事 貳拾五人  
人足 七拾五人

月行事 百九  
人足 三百三拾七人

都合四百四拾六人

町抱給金 町法改正積金起立書に、

町抱と申は、町々より差出候火消人足の事にて、抱切には無之、捨錢とか足留錢とか申、一ヶ月人足一人へ貳貫文、或は三貫づつ、町内より差遣、右人足は妻子持にて、平生は鳶日雇等の稼致し、出火の節は、渡世先に罷在候ても、早速場所へ駆付、或は町内用向にも罷出候由、併其節には、別段に賃錢渡遣候趣に有之。行事人足給與 淺草材木町記録鑑に、

一、出火消防方定行事并町抱人足之儀、人數定有之候、右人足差替候節は、一同に相談之上、相極可申候、右定式手當之儀者、先例之通、定行事に、一ヶ月金二朱宛、抱頭は一ヶ月錢九百文宛相渡

し、尤外人足者、其時々出錢相渡可申候、且定行事人足に相渡候ハンテン股引共、毎年十月相渡候、尤と組櫓懸り世話番より染上げ相渡り候間、代金相拂可申候。

但、抱頭人足に五ヶ年目に一度づゝ、木綿小倉縞麻裏付羽織拵相渡候、尤背に丸之内材之字縫付候例に有之候。

町火消手當 安永撰要類集收町奉行伺書の中に、

一、小組合之内

い組一組町數四十町、人足高四百九十六人

此賃錢四十九貫六百文 但、一人に付百文宛

右者、詰場迄之人足賃錢に而御座候、右之外火に懸り候得者、増錢九貫六百文 但、一人に付百文宛

火事場に而手間取候得者、辨當差出候入用四百九十六人分、九



貫九百拾九文餘 但、一人に付、拾九文二分宛之積  
 右四十町詰場迄相詰候節、夜に入候得者、蠟燭代拾貫文 但、一町二百四十  
八文づつの積

百拾九貫百拾九文餘 但、五貫三百五十五文替  
 此金貳拾貳兩壹分餘

右者出火之遠近、時刻之長短、組合人數之多少に而、入用増減御座候得共、先大概小組一組の入用、前書之通に御座候、(中略)勿論一ヶ年金高之儀も、出火之度數に而、員數難計御座候得共、小組合都合四十七組御座候間、一ヶ年一組は凡十兩づゝ之積にて、四百七十兩に罷成候、尤四十七組は不殘一ヶ年之内差遣候儀も有御座間敷哉。

町内火消は、一町内に於ける自衛的消防組織也、店人足を以て之に

當る、天保八年の南方人足改に

九番組

一、小組合四組 惣町數八拾八ヶ町  
 小間七千三百八拾九間半

店人數

六百五人

鳶人足

百九拾壹人

内 頭取五人

纏 四本

龍吐水 四柄

階子 四挺

立蕃桶 五

提灯 拾貳張

水鐵炮 四挺

と見ゆる店人足是也、其制の最も完備したるは、嘉永五年老中阿部正弘設る所の者也、施行六年、安政四年に至り、復舊す、蓋經費の多額と國事の多端とは、復た防火に關する十分の顧慮を致すに暇無か



らしめたるに由るのみ、嘉永五年の制は、文政十二年、天保五年の大  
火に鑑み、火災を未發に防ぎ、若くは小火の間に撲滅するの目的を  
以て立案したる者、各町家持地借以下各戸より家族たり召仕たる  
を問はず、壯者を以て所謂店人足とし、町火消以外に町内消防隊を  
組織し、金棒、割竹等を曳きて夜警すると同時に、失火有れば直に駆  
せ集りて之を消し留むるを任とす、其範圍町内を限り、町火消至れ  
ば、火口を渡して水の手役に役し、他町の火には飛火を防ぐ、器具は店  
々にて梯子指股等を準備し、店頭街傍に繩を懸け棒を通したる水  
溜桶を置き、玄蕃桶、番手桶を備へ、直に火を救ふを得せしめ、人足は  
各自に消防服を作りて之を著け、風烈の日の如き、町奉行所組與力  
を遣はして、命を日本橋南北の通一丁目自身番屋、及室町一丁目自  
身番屋に傳ふるや、直に拍子木を打續きて全江戸に及び、一齊に警

戒に就かしむ、名主、家主、五人組皆自身番屋に集り、町内を巡警し、奉  
行所よりは與力同心を派して之が勤怠を監視せしむ、其如何に徹  
底したる組織なりし乎は、當時各町備ふる所の水溜桶の數を見て  
も、之を推するに難からざる可し。

水溜桶總數 (嘉永五年十一月現在)

一萬九十三	一番組	一萬二百六十一	二番組
一萬五千四百九十五	三番組	五千七百三十四	四番組
四千四百四	五番組	七千三百七十七	六番組
八千六百十四	七番組	七千二百一	八番組
八千八百九十	九番組	四千三百二十六	十番組
五千七百八十一	十一番組	六千二百五十九	十二番組
八千三百三十六	十三番組	七千四百五十四	十四番組
一萬三千百十六	十五番組	四千九百十五	十六番組
一萬二千三百六	十七番組	四千七百五十九	十八番組



千九 十九番組 三千五百四十五 二十番組  
 千八百一 二十一番組 八百七十二 番外吉原  
 五百七十二 番外品川 合十五萬三千百三十七  
 外に、六千二百三十二 材木三問屋、川邊問屋 總計十五萬九千三百六十九  
 材木仲買、炭薪仲買

從て其効果は極て著顯なる者有り、全江戸中殆ど火災なきに至り、  
 偶火を失するも皆即時に之を撲滅したりし也、唯如何せん之が經  
 費の多額なる、冬春六ヶ月間に三萬二、三千兩を要し、其餘地主手限  
 の費用、家守の著服、辨當料、自身番屋詰の者に給する手當等、亦決し  
 て少額に非ざりしと云ふ。後此の店人足、自衛町兵に變す。

丁、警備 其重なる者は、自身番、木戸番也、時代に依りては、此外中番屋  
 根番等を爲したることも有り。  
 1. 自身番 町内自衛の機關にして、町民周番を以て警察保安の任  
 に膺り、番屋に勤衛す、猶武家町の辻番の如し、初め地主自ら勤番し

たるより此稱有りと云ふ、慶安頃已に之有り。

番屋數 概ね各町に在り、其總數嘉永三年九月現在、左の如し。

一 番組	六十七ヶ所	二 番組	七十四ヶ所
三 番組	五十五ヶ所	四 番組	三十ヶ所
五 番組	三十五ヶ所	六 番組	四十九ヶ所
七 番組	四十六ヶ所	八 番組	五十一ヶ所
九 番組	七十九ヶ所	十 番組	二十八ヶ所
十一 番組	四十九ヶ所	十二 番組	三十五ヶ所
十三 番組	五十六ヶ所	十四 番組	六十四ヶ所
十五 番組	八十八ヶ所	十六 番組	四十四ヶ所
十七 番組	六十六ヶ所	十八 番組	二十三ヶ所
十九 番組	九ヶ所	二十 番組	十八ヶ所



廿一番組 十三ヶ所  
番外吉原 七ヶ所

番外品川 八ヶ所  
計九百九十ヶ所

番屋位置 東西の行路中、各町の上の辻南側に設く、北側及下の辻には木戸番屋有り、南北に通ずる横町半町の所にも木戸有り。  
番屋構造 二間九尺を普通とす、中には二間、三間の者有り、天保中規定して梁間九尺、桁行二間半、軒高一丈三尺と、多くは屋根に梓火の見を設け、建階子を作り、半鐘を懸く、中には建階子を近傍に建るも有り、梓火見の構造は、一定せざれども左の如き者を普通とす。

梓 高三尺五寸  
幅三尺五寸四方

建階子 梓内に  
懸つ 一丈五尺 半鐘を  
懸く

總高二丈六尺五寸

番衛人數 大町並々二三箇町組合番屋は、平日五人、即ち家主二人、番人小一人、店番二人、晝は半減して二人若くは三人とし、小町の番

屋は、三人即ち家主一人、番人一人、店番一人とす、非常の際は、六七人即ち家主三人、番人一人、店番二人乃至三人也。  
別に自身番屋に書役有り、番屋に出勤し、町内の算筆を掌る、即ち書記也、享保中置く所、是より先に有りたる町代と略同じきこと、既記の如し。

〔参考〕書役

請狀之事

一、此次助、從生國能存知、慥成者に御座候に付、我等請人罷立、當戊六月より御町内物書役差出申處實正也、給金之儀者壹ヶ月に錢五貫七百文づゝ被下候筈に御定候、然る上者、御町内御差圖之趣、少しも爲相背申間敷候、晝夜心附、猶又風烈之時分者相廻り、火之元之義可申付候、自然町内喧嘩口論、其外不時之儀有之候は、早速御行事へ爲御知申、御差圖請、取計可申候、尤此者何方よりも、何之構出入等無御座候事。

一、宗旨之儀者、代々一向宗に面、西本願寺地中淨光寺且那紛無之候、則寺證文請人方



に取置申候、御入用之節者、何時成とも差出可申候、萬一御法度之宗門と申者御座候はゞ、且那寺同道、何方迄も罷出、急度可附申譯候事。

一、御公儀様御法度之儀者、不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>申上、諸事御町内より被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>一</sub>候儀、少しも爲<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>違背<sub>一</sub>申間敷候、萬一此者引負金又者何様之六ヶ敷出入出來仕候共、我等引請埒明、御町内へ少しも御苦勞相掛申間敷候、勿論晝夜自身番明不<sub>レ</sub>申、大切に相守、人寄一切爲<sub>レ</sub>致申間敷候、尤右次助儀、若御暇之節者、役服之儀者不<sub>レ</sub>殘御返納爲<sub>レ</sub>致可<sub>レ</sub>申候、御究候重年被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候はゞ、何ヶ年も此手形に而、御請負申上候、我等所替仕候歎遠國に罷越候はゞ、早速御届可<sub>レ</sub>申候、爲<sub>ニ</sub>後日<sub>一</sub>請狀如<sub>レ</sub>件。

寛政二年戊七月朔日

請 人 松屋町家主  
物 書 .....

通四丁目御行事  
長 右 衛 門 殿

入置申證文之事

一、書役伊兵衛儀、御町内御影を以、家族等に至迄渡世仕、難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候、然る處伊兵衛儀、身上不如意に付、取續難義仕候に付、御町内より組合へ之上、水出金七兩三

分と錢百七拾八文引負仕、右金子御吟味に付、私より度々御詫申上候得者、御開濟被<sub>ニ</sub>成下<sub>一</sub>願之通、右引負金七兩三分と錢百七拾八文、拜借金三兩貳分、合金拾壹兩壹分と錢百七十八文御拜借に被<sub>ニ</sub>成下<sub>一</sub>難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候、然る上者、右濟方之儀者、自身番住居に仕度御願申上候得者、是又御承知被<sub>ニ</sub>下難<sub>一</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候、濟方之儀者、月々御町内御給金之内、以<sub>ニ</sub>思召<sub>一</sub>を、壹ヶ月に、金貳分宛御引落可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候、伊兵衛義自身番住居に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、御町用之儀、無<sub>ニ</sub>遲滯<sub>一</sub>相助候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候、此上金銀出入は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>申<sub>一</sub>、何様之六ヶ敷儀出來候とも、請人方は引取、急度埒明、御町内は少しも御苦勞懸け申間敷候、爲<sub>ニ</sub>後日<sub>一</sub>證文仍而如<sub>レ</sub>件。

口 上

一、私儀、御町内只今迄書役相勤罷在候處、此節病身に相成、役場先等雖<sub>ニ</sub>相勤<sub>一</sub>候に付、何卒首尾能退役被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>度、此段各様方へ御取成被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候、以上。

戊六月二十三日

御 行 事 衆 中 様

書 役 庄 七(印)

引取證文之事

一、御町内へ我等請人立、書役奉公に差出置候庄七儀、病身罷成勤難<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候に付、此度



永暇御願申上候處、願之通被<sub>レ</sub>仰付、依<sub>レ</sub>之庄七妻子并諸道具不<sub>レ</sub>殘我等方へ引取申所  
實正也、以來右庄七儀に付、金銀出入者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、何様之六ヶ敷義出來仕候共、我等何  
方迄も罷出、急度埒明、御町内は少も御苦勞懸申間敷候、爲<sub>レ</sub>後日引取證文仍而如<sub>レ</sub>件。

寛政二戌年六月

南鍋町壹町目書役 郎(印)

通四丁目月行事業中様

引取御禮一札之事

一、私儀御町内書役相勤罷在候處、今般町儀御改正被<sub>レ</sub>仰出候に付、永之御暇相願候處、  
願之通御開濟被<sub>レ</sub>下、差入置候身元金拾兩御渡被<sub>レ</sub>下、儘に請取申候、外に金拾五兩、年  
來首尾能相勤候に付、格別之思召を以御惠被<sub>レ</sub>下置、雖有仕合奉<sub>レ</sub>存候、然る上者、向後  
當人勤役中之儀に付、御町内御迷惑筋等、無<sub>レ</sub>御座候、萬一何様之義有<sub>レ</sub>之候共、少も  
御苦勞相懸申間敷候、爲<sub>レ</sub>後日御禮一札仍如<sub>レ</sub>件。

明治二巳年七月

當 人 書 役  
當 人 源 兵 衛(印)  
證 人 儀 主 兵 衛(印)

居附地主御三家様

此等の文書を参照して、書役の職務活動の如何なる状なりし乎  
を推す可し。

番屋備品 番屋前に火事道具を備へ置き、火災の時は、消防夫此に  
集まりて、纏龍吐水、玄蕃桶、釣瓶、梯子、齋口等の用具を請取り、名主家  
主付添ひ消防に向ふ。

番衛事務 町内の保安警察事務是也、番屋は、又町内の會合相談所  
に充て、奉行所下吏、召捕人を此に繋きて罪狀を問ふの用にも供す。  
2. 木戸番 幕政時代に於ける町家の警備は、各町入口に木戸の設  
有り、中央二間半の大木戸を開きて通行せしめ、夜四つ時即ち午後  
十時を以て之を鎖し、以後は唯左右の小木戸即ち潛より通行せし  
むるのみ、而も通行人有る毎に、番人必ず拍子木を打ちて之を報じ、  
以て通行者を監視す、之を送り拍子木と云ふ、盜賊、狼藉者、喧嘩等有



れば、木戸を閉鎖して往來を絶つ、木戸番屋は、之が番人を置く所也。番屋所在 町の入口上下辻。

番屋構造 梁間六尺、桁行九尺、軒高一丈、棟高之に准ず。

番屋直員 一箇所二人、番人は俗に番太郎と稱す、即ち店番也、木戸の開閉に任じ、自身番屋の雜役に服し、傍蠟燭、草鞋、水菓子等を賣る、故に商番所の稱有り。

〔参考〕 ドン、ロドリゴ、デ、ビペーロ報告 大日本史料收

市戸の政事に關しては、諸裁判の上に、奉行一人あり、各街には入口并に出口に各一門あり、一街に住するもの、中最も適任にして正直なるもの、其裁判官となり、民刑諸事件は皆之を判決處分し、事の重大なるもの、及び決して難きものは、之を奉行に報告するの責任あり、裁判に於ては、上官も下官も、懇願又は請托を受く

べからざるは其法の第一義なり、此は正當なる判官をなすを妨げざらんが爲めなり、諸街は日没に及んで其門を閉ぢ、晝夜共番兵あり、故に罪を犯すものあれば、忽ち之を報じ、門は瞬時に閉鎖され、罪人は内に留りて罰せらるべし。

と見ゆ、我が慶長十四年の記事也、當時已に木戸の制有りし者歟。

3. 見守番其他 通行人少なき道路警戒の爲め、或は高札、水道樋等保護の爲め、其他種々の目的を以て設くる見守番屋有り、火除地見守番屋、河岸見守番屋、渡船見守番屋の如き其類也、而して之が番人の助成に小商賣を許すを商番所とし、理髮業者を置くを髮結床番屋とす、此外火之番屋有り、橋番屋有り、橋番に理髮業者を以てしたること、下文記す所の如し、若夫兩國橋其他の隅田川大橋橋番は、則ち辻番所にして、請負人之に當る。



兩國橋番

西橋番所

間口二間半  
奥行四間半

番人 晝四人  
夜六人

東橋番所

間口二間半  
奥行二間半

番人 同上

中番所

間口一間  
奥行三尺

番 夜二人

大川橋番

西橋番所

間口四間  
奥行三間半

東橋番所

間口三間  
奥行四間四尺五寸

橋上箱番屋

間口六尺  
奥行三尺五寸

(府内備考)

4. 中番 寛文元年九月の町觸に、町中爲火用心之來る十月より來年二月中迄、中番之者、一町之内、片輪に二人宛、兩輪に四人、夜中計可差置、片町には二人宛差置可申、辻番中番之者火之用心無油斷相觸候様に可申付事と見ね、同九年二月の町觸には、町中晝夜指置候中

番、明朝日より御赦免被成候間、中番之者差置候儀、無用に可仕候延寶八年五月將軍代替の時の町觸には、町中中番御定の通、今晚より晝夜共に差置可申候、同六月の町觸には、風吹候間、町中火之用心之儀、家持者不及申、借屋店かり裏々迄、成程念を入、月行事切々廻り、堅可申付候、尤水溜桶、手桶水を入置、海道に水を打、ごみ不立様に、辻番中番之者とも、無油斷火之元相觸候様、急度可被申付候と見ね、貞享四年十二月の町觸にも中番の事見ね、元祿九年九月の町觸には、町中之中番、從前々如御定、來月朔日より夜計差置可申候、十一月朔日より晝夜共差置可申候と云ふ、大成令に左の文書有り。

覺

一、町々自身番勤方 月行事、家持、町代、添番

右者、火之元廻り喧嘩口論怪敷もの爲用心、其外町内用事等相



達申候、尤晝夜番所罷在候。

一、中番

右者、町内前後之木戸々間遠に御座候處は、町内中程に差置、怪敷儀有之候得者、早速自身番所に相知らせ申候、兩人に而代々相廻り申候、右兩様共に、十月より翌年二月晦日迄差置申候、然共世上騒敷時分者見合、三四月頃迄自身番相勤候時も御座候、尤御成公家衆到着之御能法事等有之節は、夏冬無差別相勤申候、自身番中番之儀、何年以前より相勤來候哉、年久敷義故、相知不申候、以上。

享保三年戊三月

大岡越前守

覺

一、町年自身番并中番相止候義相談候處、中略有來通に自身番は

差置、中番之儀は、向後無之候而も、相障儀無御座候間、相止め可然奉、存候、以上。

享保三年戊十一月

坪内能登守

中山出雲守

大岡越前守

寛政三年三月名主肝煎の奉行所へ出したる文書亦、中番之儀も、寛文元丑年御定、年々十月より二月迄、定式に相勤候、然處、中略享保三戌年十一月十九日、右町中自身番、中番共被遊御免、自身番、中番の儀、享保三戌年御免被仰付候、併御成日并風烈、其外火の用心等の爲、町々心得を以申合、自身番仕候義に御座候、尤格別の儀にて、自身番、中番等被仰付候節は、御觸の上、相勤候儀に御座候、右自身番の儀は、家主共相勤、中番の儀は、店の者順番に相勤、當時冬春の内、夜番の儀も、



家主并順番に店の者共も爲相勤申候。都而右炭、水油、蠟燭等の諸入用は、町入用にて差出候儀に御座候。但右夜番店々へ宛不申。町入用に而人員相雇、相勤候場所も御座候。と記す。而して久右衛門町代地町録に據れば、中番之事、自身番所の外に町之中番置候程の節者、町内表通り之内にて見世を借り、自身番を此處にて相勤。町間無之に付、中番者置不申候。と云ふ。所謂中番なる者、寛文より享保まで、火事季節乃至將軍薨去等の如き市中の警戒を要する時を以て置く所に係るを見る可し。町の中央部に店を借りて之を置き、片側二人、兩側にて四人、店の者を以て之に充て、以て町内を警備したるを知る。』

貞享五年五月

風吹候節は、彌屋根番指置、無油斷相守可申候。要摘

元祿九年十月

屋根番自身番仕、出火有之候は、早速町中に相知せ。要摘

元祿十年二月

來月朔日より町中之中番御赦免被成候間、無用可仕候。尤屋根

番之儀は、先其儘差置可申候。要摘

元祿十年四月朔日

町中屋根之上番人差置候儀、今日より御赦免可成候間、無用可

仕候。要摘

元祿十二年閏九月

町中屋根番、明日より晝夜差置可申候。少烟立候共、早速爲知可申候。見損之分は不苦候。少々之儀に而も、町中に爲知候様に、屋

根番人堅可申付候。要摘



## 附 家主

家主は地主を代表して、一面町政に任じ、一面差配内の庶務を取扱ふ。諸請願及地所の賣買、質入等に加判するは勿論、地借、店借有る如き場合は、元住所の家主に就きて之が身元を調査し、地受狀、店受狀を取り、其印形の眞否を糺し、常務としては又左の如き事務に服す。

家守共儀は、銘々實體なる者相撰申付置候に付、町役大切相勤、御觸被仰渡等の儀も、地借、店借の儀は勿論、召仕等迄申聞、火之元并地面内取締等、銘々心の及び候丈は出精仕、平日共、夜は四つ時限り、店々裡々迄見廻り、火之元等家別に心付、路次内へ切、鍵は家守住居共預り、深夜迄も出入の世話仕候に付、裡屋住居致候者共、用事等にて他出仕り、夜深相歸り候儀有之節は、出宅の刻、其段家守

大成令、武家嚴制録、舊名主家儀雜書、市政纂要、東京市史稿、徳川禁令考、江戸時代制度の研究、江戸幕府職官考、重寶録、江戸町政録、古老談、其他。

共へ相斷り、參り先申置候故、歸宅致候へば、家守共自身罷出、路次を明け、世話仕候故、渡世筋或は親類病人等にて、無據深夜相歸候は、格別、平常猥に夜行相成不申、稀に無謂夜行仕候者、抔有之候へば、家守共參り先き相糺し、其品により異見等差加、其上不相用者は、店請人へ引渡申候様仕、風烈の節は、暮六時限にも路次へ切、長屋内火之元等、夜中家守共時々見廻り、路次出入の儀も、是又自分と相改申候故、取締宜敷、且冬春の内、自身番中番等相勤候儀も、家守共申合、成丈け過人不相加、夜番相勤候へ共、數日の内には、家守共計にては相勤兼候故、表店住居の者へ店番と名付、夜番勤方助人申付候儀に付、云々、市政纂要

## ハ 五人組



一、組合員間の活動 五人組は、最下級且最小の自治體にして、地方自治の基礎を爲す者たり、地主兼家主たる家持、若くは地主の代表者たる家守を以て組織す、組合の責務は、全組合員共同に之を負擔すと雖、組合の事務は、組合員交互に月番を以て之を執行す、所謂月行事是也、町内訴願の加印、檢使見分の立合、火消人足の差引、罪囚の預り、町内の道造り、火番夜廻等、其重なる所務とする所に係る。

組合員は、進で相互に扶助し、退て連帶に任責する義務を有し、相親睦して、婚娶、養子、遺言、相續、廢嫡等の事に立會ひ、幼年組合員の後見、後見人の鑑定、幼年組合員の財産管理、營業幫助、不動産書入、質入賣買證書の連署等を爲し、吉凶慶殃を分ち、災害相拯ふと共に、相互に素行を監督し、勸戒過なきを期し、或は違法の者を出さん乎、坐して其科刑に服せざる可からず、納税の義務を怠らん乎、組合員代納せざる可からず、故に旅行外泊

若くは訴願等の場合は、之を組合に告知せざる可からざる也、郡村には五人組帳なる者有り、組合規約を記して組合員連署し、正月、五月、九月、三回、村中總百姓を會して讀聞かすを例としたり、江戸に於ても同じく然りしや否やを詳にせずと雖、幕府定むる所の江戸町中定<sup>明暦元年定</sup>其他の諸規則を遵守したるは言ふまでも無し、就中寛政の改正町法は、實に町政治の規矩たりしを見る。曰ふ、

一、町々の纏、以來は組合限り一本にいたし、大き二尺、白うるし塗に一  
同仕替、小纏相止可申事。

但、夏中に仕立、來る十月朔日より一統相用ひ、十月前は有來りを用ひ、もし其内纏損し仕直し候はゞ、本文之通り仕立候儀は、勝手次第可致事。

一、町火消人足とも朱引堺に詰罷在、役人差圖無之出越申間敷旨、毎度



申渡候得共、不相用趣相聞候間、以來差圖無之出越候もの有之においては、賃錢渡まじく候、若右を相用ざる組合も候はゞ、糺之上聊用捨なく可及嚴重之沙汰候、都て朱引堺を出越候故、混雜いたし、及口論等、消防之妨にもなり候間、町役人共も能々申合、役人差圖無之内出越不申様可致候、萬一等閑にいたし候はゞ、町役人迄も越度たるべき事。

- 一、町々火の見之儀、以來可成たけ數少略いたし、入用不掛様可致事。
  - 一、自身番追々手廣に成候も有之、惣て手重に候間、以來建廣げ候儀、決而不相成、勿論是迄廣げ候分も、以後建直し之節は、用向辨じ候迄に手狭にいたし、新造修復とも費無之様、成たけ手輕に可致事。
- 但、場末に至り候ては、二三町模合にいたし候儀は、勝手次第之事に候、且又番屋に詰候儀、御成之節、或は風烈之節、又は格別之譯有

之候節は、仕來之通可詰、其餘冬春とても詰るにおよばず、尤役人之外、番屋に不入不申、銘々辨當持參、酒は決而可禁事。

- 一、町抱えもの革羽織、以來停止に申付候間、もめん法被に仕替可申事。
- 但、早々仕立、來る七月朔日より一統木綿法被可着事。

- 一、町抱其外捨錢、近來格別増候分も有之候はゞ、減候様可致事。

- 一、是迄町抱爲人足共、仲間を拵へ寄合等いたし、入用町内に掛候も有之由、自今右體之儀無之様可致事。

但、右體之儀、其外町役人申付を不用やうなる儀有之候はゞ、早速引替可申候、夫に付、もし彼是申ものも候はゞ、可申出、仇をなさゝる様可申付事。

- 一、龍吐水之儀、從公儀御渡之品故、大切に存、別段入用掛り候趣に付、以來被下切に申渡間、持人足相止、階子げんば桶等同様、有來人足にて



持出、置場其外とも、都而入用不掛様可致事。

一、惣而御觸書出候節々寫取、名主家守の連印帳、一町限書役之もの認、右請書として町中連判店連判取そろへ、町年寄共方に相納候、右印形取揃かたの儀、御觸事有之段申觸候得ば、定例之事に相心得、其御趣意不相辨候ても、印形差出候得ば事濟候様に心得候ものも有之趣、左様は有之間敷事に候間、以來連判取候儀、并一町限り帳面仕立、町年寄どもね納候儀を相止め、寫取候御觸書之趣、店々役人共入念可申教候、若等閑之いたし方相聞候においては、糺之上訖度可申付事。

一、町奉行所腰掛薄縁并湯茶等まで、訴訟人よりは一錢も差出間敷候、自今以後役所金を以取賄可遣候間、其旨可存事。

一、捨子貫請致養育候者、右小兒十歳までの内病死之節、元町之町役人

共罷越、様子見届、子細無之分は一通届出、病體相分るにおいては、檢使遣間敷間、其旨存入念可申事。

一、捨物有之主出候は、町役人とも立會相改、相違なくば書付とり、其ものに渡遣し、捨物有之町内よりばかり其段可届出事。

附、捨主不出品さらし置候日限の内、主出候分も、本文同様可取計事。

一、諸訴事之儀、届切に而濟候分、別紙之廉々訴出度儀有之候は、當人より町役人に申聞、右書付に名主家守印形いたし、當人一人番所に持參可差出事。

但、御普請奉行其外に届之儀も、本文之通可致候、其段申達置候、尤訴出度旨申者有之節、町役人共彼是申、手間取候様なる儀無之様可致事。



一、自今以後、上水普請并道造り之外は、町奉行掛りになり候間、其旨相心得、是迄御普請奉行に申立候看板柱并商賣物往還に差出候小屋掛けの類、其外とも以來番所に可申立事。

但、右廉々申立方之儀は、別紙を以申渡候事。

一、手あやまち出火の儀、十間餘之分は可相届、小火の分は不及届段、享保年中相觸候通、彌相心得可申事。

一、水銀納手形、兩番所其外諸向に差出候書付類、程村紙用ひ候處は西の内紙にいたし、西の内用ひ候處は、美濃紙半紙等にも可致事。

一、切子丹宗門并博奕諸勝負隠賣女之儀に付、證文毎年三月一度月番々所にはかり可差出事。

一、いたづらもの無之旨の連判帳、是迄毎年町年寄どもに兩度づゝ差出來り候處、以來不及差出に候間、其旨相心得、猶又入念、若右體之者

有之候は、其節可申出事。

一、日雇人別帳、前條同斷兩度差出來り候處、以來毎年二月一度可差出事。

一、人別帳、以來毎年四月一度可差出候、紙は美濃那須八寸紙等用ひ可申事。

但、只今迄九月差出來り候は相止候に付、四月差出候下帳に、入狂候分は、名主共かたにて掛紙いたし、直し置可申事。

一、惣町家守共、茶屋に寄合、町法評議等いたし候由、夫に付膳部等出させ、代料地主共より出銀いたさせ候趣に候、以來右體之儀、決て致間敷候、もし打寄申談候筋有之節は、名主之宅に寄合可申談事。

一、家守給金多分之過不及有之趣に付、あたりをも見合、程能引下げ、人數之儀も二屋敷三屋敷合、十五間口ぐらいまでは、地主別々に候共、



申談調次第家守一人に申付候様可致事。

但家守引替候節町禮無用に可致旨は、前々相觸候儀以來共彌相  
守口上にて申觸、少したり共入用相掛け申間敷事。

一、山王、神田其外共祭禮之儀、是迄差定候番組之外、ねりもの萬度等一  
切令停止、附祭りは惣祭町にて大神樂一組、外に二組都合數三つと  
定候間、其旨相心得、警固のもの共も華美の衣類決而不相成候間、家  
守共衣類もこもんにても紋付にても勝手次第いたし、麻上下着用  
警固可致事。

但、附祭入用之儀、譬ば山王祭禮百町に候はゞ、右町々の小間延長  
にして何間、一と小間何夕掛りと割付け可差出候、尤世話番相立、  
町々順々に可相勤候、且神輿旅所并馳走所供町等は、別段入用も  
かゝり候よしに付、附登り入用相除候共、又は右體之入用迄打込、

不殘祭町惣割にいたし候共、其町々申談之上、名主共世話いたし、  
勝手宜方に相極、不同無之様割合可申候、神田祭禮其外とも、右に  
准じ可取計事。

一、惣而祭禮休年陰祭と唱、かざり物等いたし、入用掛候町々も有之由、  
自今以後、右體之儀一切致間敷事。

但、ねりもの等は不差出、年々祭禮執行いたし候町々に而も、以來  
かざりもの等不差出、惣て物入かましき儀無之様可致事。

一、祭講と名付、取集溜錢いたし置候町々も有之由、自今以後決而致間  
敷事。

一、都而御用物新調、并修復とも、其筋々御用達共、下り候内、出火之節、  
右御用物持退駈付人足、以來申付間敷間、其旨可存事。

一、御鷹并御犬宿いたし候町々、入用かゝり候趣に付、以來入用不掛様



いたし可遣事

一、御鳥見寄合いたし候節、宿町に入用掛り候由に付、是又以來入用不掛様いたし可遣事。

一、町屋敷賣買之節、弘め金其外物入無之様可致旨、先年より度々申渡去々酉年も相觸候得共、今以多分入用掛り候町々も有之趣相聞、不埒に候、彌以定之通可相守條、左之通。

一、歩一金百兩に付二兩

但、二兩内に出し來り候町々は、仕來の通いたし、割合は地主共勝手次第申談、可致受用事。

一、間口并代金、町役に無構、名主に銀二枚、五人組に金百疋づゝ可遣候、右員數より内に出し來候分は、仕來之通可致事。

但、町中家持一人に鏝節一連づゝ遣候處、自今以後相止可申事。

一、右之外音物振舞并妻子等にも音物、堅く不致、芝居又は船遊山等望候ていたさせ候事、尤外之義事寄、音物等遣候儀、決而致間敷事。

一、地主代替弘め金之儀、是又先年より度々相觸候通、賣買之節音物之三分一に候間、彌其旨を存、右外入用かましき儀無之様可致事。

但、三分一より内に出し來候分も候はゞ、仕來之通可致事。

一、道造り并木戸普請等之儀、大破又は異變等は格別、平常は普請と申程之儀無之様、手入可致事。

一、惣而入用取集方之儀、只今迄は小間割、面割、其外何割など唱取集、多少甚不同之趣に相聞候間、以來小間割一途に取極、面割以下之割合相止可申事。

但、場末など其外地面により、小間割のみにはいたしがたき儀有之分は、可爲格別義に付、其譯兼而番所は可申立置事。



右條々無違失相守猶此上にも萬事手輕にいたし、舊來不取締にて入用夥敷町々は是迄之七八割、次は五六割、次は三四割位迄、可成たけ致減省候様に、名主共頭取世話いたし、町内居付候地主一切引請、一町内之入用、定式臨時とも、何事によらず小間割何処かゝりと割合せ、町年寄并名主共所持之地面にて、是迄町入用割合不掛分迄も、小間掛り不同無之様割付、一ヶ年分積り立、右町入用惣高何程、内定式之分何程、内譯は何々、臨時之分高何程、小間割掛り何程宛に當り、町入用是迄の掛り高に何割減し、手取金何程増候と申儀、一町限り一人別明白に書付、名主支配限り取集、來る六月晦日迄に、名主共より取寄、番所へ可差出候、右定法を背、内々にて餘計の金高積り立候町々も有之において、名主は役儀取放し、地主は家屋敷取上、家守は可處嚴科候、心得違無之ため、兼而此段申渡候。

附、家守共之内、心掛宜もの有之、此度申渡候減方深切に世話いたし候もの有之候は、番所へ可申立候、可及格別之沙汰條、其旨も可存候。

一、俗に若ひものと唱むづかしきもの共、町々に有之、祭禮等其外吉凶に付、地主をねだり、或は七月燈籠之節、又は神佛開帳之節、納物、且秋葉石尊等參詣之入用、其外宗旨之出會、出家社人の奉加帳につけ候類を、地主并地借り店借之もの共、迄に無理に勧め、不得心にて斷り候得ば、意趣を含、仇をなし候事など有之、自然と渡世の妨げになり候故、無是非其意にまかせ候類も有之、由相聞、不埒之事に候、以來右體之もの町々に有之において、其譯書付印封にいたし、當人一人持參、番所へ可差出候、早速吟味之上、其品に應じ、夫々御仕置申付け、仇をなさざる様取計可遣事、略下



又町内各個の申合有り、今其一二例を擧ぐ。

○町内定法 本郷六丁目

今度被仰出候減法相守、御條目弘め左の通。

賣券之事

一、銀二枚 但、銀一枚は四十三兩也

名主殿に

一、金百疋宛

五人組に

一、分一金

一小間に 金二分宛

但、請負上納屋敷賣買無之地面故、先年より相除く、都合地主喜福寺門前共に三十一人、所持之銘々間敷にて割渡候。

一、南鐐一片

書役に

一、二百文宛

兩木戸

番人に

一、二百文

髮結床に

右之外、家守中の書役付添、名前可申達事。

但、家守同道に而、地主相廻り可申事。

實子家督相續之事

一、名主殿に

金百疋

一、五人組に

銀五匁宛

一、錢三百文

書役に

一、錢百文宛

兩木戸

番人に

右此弘め、先年より仕來り通也。

右實子弘め、町内被持參、繼目廻禮、家主中の書役付添、相廻り可申事。

後見弘め之事

一、金百疋

名主殿に

一、銀五匁宛

五人組に



一、錢三百文

書役に

一、錢百文

兩木戸  
番人に

親存生之内養子致候弘め之事

一、名主五人組に、以口上被相達置可申事。

同後日家督譲り候弘め之事

一、金二百疋

名主殿に

一、銀二朱宛

五人組に

一、三百文

書役に

一、百文づゝ

兩木戸  
番人に

右町内家主中に、書役付添、名前可申達事。

親類に家屋敷譲り候弘め之事

一、金二百疋

名主殿に

一、銀二朱づゝ

五人組に

一、三百文

物書に

一、百文づゝ

兩木戸  
番人に

右町内家主中に、書役附添、以口上可申達候事。

家守替之事

一、名主五人組に書役附添、口上可申述、町内家主中に、手札に而相廻り可申事。

右、此度省略致候町弘めに御座候、其外音物振舞等、決而不相成趣、兼而御觸被仰渡候義、承知仕候、爲其如斯御座候。

右何れ弘めたり共、書役差添、家主弘め之義、口上に而申述、番人相廻可申候、家主替り之節も、同斷に相心得可申候。



寛文三亥年六月

家質之事

看代 一、金百疋

名主殿に

看代 一、錢三百銅

五人組に

看代 一、錢三百銅

手代に

看代 一、錢三百銅

書役に

分一割之事

一、家屋敷賣渡有之候節、町内小間九十八間之内、上納北貳ヶ處、并御物見前一ヶ處、買請候地所相除き、小間割可致事。

但、勘定爲骨折書役に二百文、酒代遣す、兩番人に百文づゝ遣す。

享和元酉年六月 町内定法

○ 寛政九巳年相改 町内諸弘勤方作法申合連印帳 白山前町 申合

一、此度町内賣券弘地主代替り弘一統組合申合、并に諸向勤方、不依何事心得方、寄合相談之上、ヶ條書を以相定候上者、互に忘却無之様、左之通相心得可申候。

町屋賣券弘

一、金一兩二分

名主殿方に弘め

一、扇子一臺

同人方に

但、右代として青銅拾疋差出候ても宜有之候事。

一、金百疋宛

五人組に弘

一、扇子壹相

上下組合に遣

但、坂上市兵衛者貳人分遣す。



但、前書同斷

一、金百疋

書役方々

一、青銅三拾疋

番人方々

一、金百兩に付金一兩

町金

但、右町金者、其砌直に總組合え割取申候、金高員數により金四拾九兩迄者、右半減に町金差出可申事。

地主代替りに而繼足し證文之節者、右之半減之弘可致事。

右者、賣券金高五拾兩以上者、前書之通相定、金四拾九兩迄者半減に相弘可申事。

但、町屋敷賣渡之節、組合袴を着し、尤家質書入之節者、平服に而可參事。

地主代替り之弘之儀者、實子養子に不限左之通

一、金二百疋

名主方々弘

一、扇子壹臺

同人方々

但、右代として青銅拾疋宛遺候而宜御座候。

一、銀五匁づゝ

五人組々弘

一、扇子壹箱

上下總組合々

但、右同斷

一、青銅五拾疋

書役方々

一、青銅貳拾疋

番人方々

但、後見弘め之儀者、家督人同様に付、前書之通弘め可致候。

右者、賣券三分一之割を以前書之通弘可申候、尤沽券金高五拾兩以上者、前文之通に相定、金高四拾九兩以下者、右之半減に相弘可申候事。

但、家守代替并家守替之節者、其組合相談之上、取極可致候、尤町内引



合之節者、其組合壹人差添、名札を以相弘可申事。

一、丸山田町屋敷之儀者、賣渡并に譲り弘、家守弘等之儀、町内組合を相廻り可申候、他所之儀に有之候間、古來より白山前町弘之儀者、丸山田町に者遣し不申候。

但、印形之儀茂、町内に者相除き有之候事。

一、此度弘め之儀、一統申合致候上者、以來町屋敷地主壹人に而何ヶ所町屋敷所持致候共、其町屋敷員數に應じ、沽券證文壹通に而、壹屋敷之弘め可致事。

但、家守之儀茂、壹人に而貳屋敷相勤候はゞ、其者に者、貳人分弘め可致事。

拜領屋敷地借人代替弘

一、金貳歩

名主

一、青銅拾疋

扇子代

一、青銅參拾疋宛

五人組

一、青銅拾疋宛

總組合中扇子代

一、諸御觸事、不寄何事、相守可申候、尤御觸之時々、店々召仕等迄も、入念可申聞置事。

一、御成町内御通行之節者、前日より自身番に町内家主并門前家主共に不殘總出に致、諸事相勤可申候、尤當日之行事差圖致候事、堅相守可申事。

但、御前日者勿論、御當日朝七つ時より無不參罷出、互に心付、町内取締致世話可申事。

一、御道筋に相成候家主者、御成先人留に罷成候はゞ、面々之宅に附居



相守可申事。

一、べ切内之家主者、御成先人留に相成候はゞ、べ切之側に相詰居、御目障等無之様心付、人留等、堅く相守可申事。

一、御成之節、町方御役人衆、町内の御詰被成候節者、其場所のべ切内之家主兩三人づゝ、申合罷越、諸事世話いたし可申候、尤他町の御詰被成候節、外町より申來候節者、當行事下行事罷越可申事。

但、地方御出役方、町内の御旅宿被成候節も、同斷相心得可申事。

一、御成之節、町内の御徒衆御堅め被成候節、證文之儀者、當日行事并名主加判之證文可差出候事。

但、名主御場所の罷出候節者、代之者代印致、證文差出可申事。

一、御成御道筋に相成候節者、前夜より自身番を相勤、其番に相當候家主世話致、御道具敷物等を致世話可申事。

一、風烈之節者、當行事に相當候はゞ、自身番の相詰、往還の水打候様心付、火之元大切に相守、節々町内見廻り可申事。

但、先達而申合置候行事名前札、無失念様、自身番の持参いたし、懸け替可致候、尤行事に相當候節、他行決而致間敷事。

一、遠近出火之節、當行事、下行事、門前行事相詰、火消人足共の差圖致可申事。

但、火消人足出火場の罷出、手間取候節者、月番方に而、人足之辨當世話致遣し可申事。

一、近邊出火有之候節者、町内火消人足貳人、自身番の残し置、御高札之儀、大切に致、行事月番世話致、人足共の差圖之上、持退け可申事。

一、火消人足共出火場所の罷出、格別に骨折候節者、褒美錢増遣し候儀、當行事外町々をも聞合、早速相増遣し可申事。



一、遠近出火有之候節、町内より火消人足差出候はゞ、火事場行事共、外門前行事、早速自身番に罷越、出火場の罷出可申事。  
但、人足遠近之場所差控之儀者、自身番に張置候出場所定之通、相心得可申事。

一、囚人自身番に御預け者之節者、家主總出にいたし、諸事致世話可申事、尤御役所召連候節者、町内行事、下行事、門前行事、繩取之者、晝壹人、夜分者相増、行事差添、御役所召連可申事。

但、行事共御用向に而罷出候跡に而、町内に御用向有之候節、下行事より順番に相勤可申事。

一、晦日割并節句割諸勘定之節者、居付地主立合、諸勘定致可申事。但、立合名前等、別帳面に有之候通、相勤可申事。

一、晦日割之儀、毎月二十六日に勘定致、翌月三日に取集に相廻し申候

に付、其節不參無之様、出錢差出可申事。

但、節句割之儀、三月者二月之月番、五月者四月之月番に而割合致、其餘者、當り月番に而割合可致候、尤晦日割、三月者朔日に取集致、極月者二十日勘定致、二十六日取集、諸拂可致候、右諸勘定、自身番に而致し可申事。

一、地方諸入用立替錢之儀者、月番方に而其入用を立替置、御年貢割之節、取集立替錢請取可申事。

但、御年貢夏秋冬割之儀者、名主方に月番年番立合可申事。

一、地方御用人足相當り候節者、順番に而相勤申候、御用狀持廻り之儀者、別帳順番之通、不同無之様相勤可申事。

但、番人相當て來候節、差合等有之、罷出がたく儀有之候はゞ、其次之者に、當り番より相頼可被申事。



一、白山祭禮相渡候節者、當年番外に五人程増年番相定、祭禮諸世話取計可申候、尤増年番之義者、其節圖取りに致、相極可申事。

但、毎年九月坂上に建つ幟入用之儀者、町内家主面割に相成、月番取集可申事。

一、家守勤方之儀、内家守之儀決而相止め可申事。

一、町内諸相談寄合之節、家守罷出相談決著致候儀を、罷歸其地主に申聞候得者、違背致候儀とも多く有之、相談事決著致さず、取極不申候に付、以來者、組合寄合之上、何事に不寄、相談事取極候上者、違背無之様可致事。

但、右寄合之節、無不參罷出可申事。

一、町内組合内に、養子婚禮并に代替之弘等有之節者、組合一統、平服に而罷越候様、相極め置候事。

但、右之外、何之祝儀に不限、并に佛事等、組合一統之節者、進物南鏡壹片、月番に而世話致、取集遣し可申事。

一、町内組合居付地主并に家主葬禮之節者、上下を着し罷越可申事。

但、外門前之儀者、袴羽織、尤同支配組合内之地主者、上下を着し可申事。

一、町内諸訴事、并に異變等有之候節者、行事下行事罷出、諸事取計可申事。

但、何事に不寄、月番に相談可致候、尤當行事心附不申候儀有之候はゞ、月番より差圖いたし、越度無之様、互に申合、相勤可申事。

一、町内組合内に變事有之候歟、又者吉凶之儀有之候節者、組合に無遠慮申聞、及相談候得者、互に打寄親敷世話致候得者、落度も無之、宜事に付、以來前書之通相心得可申事。



右箇條之通、此度組合一統相談之上相改、町内格式弘め等、并に諸向勤方、何事不依爲心得相改候上者、右定之通違背申間敷候爲後日惣組合地守家守連判申合、如斯致置候、仍而如件、寛政九巳年六月

舊名主家  
藏襟書

○町法 久右衛門  
町代地

一、町役勤方大切に相心得可申儀者勿論、都て町用并寄合評議之節仕來之作法相守り、不參無之様出席致評議一圓を專一に心掛、雜談浮說堅可爲無用、尤聊失費無之様、一同申合、勿論町用向寄合之席、自身番屋に不限、可爲禁酒候事。

一、町役之内、毎日之本行事火之番行事勤方之儀者、仕來通夜番中兩番共、朝六つ時より翌明け六つ時迄相勤、次之兩番出勤之節、町用有之候趣篤與申合爲相心得、差替引取可申之處、近年相弛候儀も有之、町用向に寄、聊油斷難相成儀に候間、相互に可申合、縦合廻り行事に無

之候共、同役心得無之候而者、差支に相成候間、入念可申談候事。

一、月番之儀、毎月六人宛に定來候間、順番を以相勤可申、若病氣又者難去旅行等之節者、相對を以頼合、月順操替相勤可申候事。

一、御成之節者、御前日兩行事并月番三人隔番に罷出、名主差合等有之節者、書役差添罷出、左に相記候振合之手札并證文差上可申、尤町中河岸通、物置小屋、表通并裏々迄見廻り、往還之出張物、其外不淨物、往還家根上之掃除等、入念可申候、手札證文は略す御當日者家主惣出に致、一同心付見廻り、自分持場に無之杯心得違致見遁、等閑に致間敷、無遠慮申談、不取締之儀無之様、一同申合、大切に心掛可申候事。

但、書役之者居合候節者、何事に不寄、差添罷出可申、都而之義心得罷在候様、平日心掛可申候事。

一、行事火之番行事勤方之儀、仕來之通、毎日朝六つ時より翌明け六つ



時迄相勤順番を以次に送り可申之處、近年相弛候儀も有之、右者相互に申合、無懈怠出精相勤可申、若往來之者酒狂又は喧嘩口論或は狼籍者立騒、其上自身番屋又者人家立入、及混雜候節は、番屋より沙汰無之候共、承合候家主一同早々番屋相詰、當行事俱々世話致可取扱候。

一、往來行倒人、又は理不盡者、或は病氣等に而店々之内に這入候類、其宅に而難取扱向者、其家主より當行事に掛合、自身番屋連來、取計可致、右入用等は是迄振合有之、其時宜により割合等にも可相成筋有之候間、能可申合候事。

一、月番勤方、仕來之通、毎月六人宛に相定り候、差掛り町用出來候砌り他出致候儀も有之候は、其當人より組合を相頼、六人相揃候様可致、是迄定日二十六日町入用勘定之節、并町用之砌、不參有之差支に

相成候間、以來無怠出席相勤可申候、若病氣に候は、定に准し違替、月番之順役不怠様可申合候事。

一、地主年番之儀、是迄仕來有之候處、天保十一子年より年番二人に相定、毎月町入用下勘定之節、二人立會、月番六人、都合八人相揃、押切に差加可申、分入念相糺、其外共談合取計可申候、右取集の義は、毎月四日限相集、右譯拂之節、月番立會、夫々に割渡、請取書取置可申候、尤年番帳に相記候通、巨細相改、可成丈相減じ、聊失費不相掛様吟味致、押切に差加可申、且古格之通、押切帳に月番一同印形可致候、町入用之内別集之儀は、當時再御觸出しも有之候間、押切に差加、譯柄巨細相記置可申候事。

一、町用之義に付一同評議之廉、前條之通相守可申、尤地主家主惣寄合之筋に候は、其旨年番差圖を受可相觸、家主惣寄合に候は、當行



事月番に承合、其旨可相觸、尤惣寄合に候はゞ、前々日より觸置、猶又前日共申通候様可致、右は萬一承置候者失念に而爲他日無之候、且過急之儀候而即刻觸出候はゞ、居會候者は早々出席可致、惣而穩便之取計專一に心掛、自身番屋に於て不作法之儀無之様、相慎可申事。」

一、寄合之趣前日より相觸候はゞ、御用向者格別、一通り之用向は差操銘々無懈怠、出席可致、不心得之名代等差出候ては、評議決着致兼、其上後日寄合之趣辨兼候様不行届之儀も可有之候間、寄合之節は自身相勤、若病氣又者無餘儀、差合等に而出席致兼候者は、地主家主に不限、其段組合相頼、當日多分之評議に決着候はゞ、後日違變無之様可致、是迄寄合之節致缺席、又は格別遅刻、或は評議中無斷立退族も有之、既に差支に相成候間、度々迎之者差遣、出席を待受、評議之筋又候前條より再應申談候に付、徒に時刻相延、評議埒明不申、早々より

出席評議一圖を心掛、衆評を以相談決着可致處、右體に而は一統に失敬にも相當、第一評議差障之廉々相成、自ら一統不熟之基に相成候間、以來評議之筋銘々存付を打明け、多分之評議に順ひ及熟談、縱令古來之規矩相辨候、一己之了簡を以抽不可致、評議左候而者銘々所存も不申出、差控候様成行、歸伏不致、中坐に立退様にも可相成哉、實意を以一同之意味問合、可然筋に評議調候様、心掛け可申候事。」

一、諸御觸事、其時々早々爲相觸、其家主より銘々地主に相達、并店衆一統に入念一人別に申聞、相心得罷在、急度相守候様、取計可申候、御觸事等閑に致置、手違之儀無之様可致候事。

一、御用向之儀は不及申、其外諸事難心得儀は、其筋に爲承合、且又伺立可申、其時宜に寄、模様相替候儀も可有之哉に付、其旨心掛け可申、尤左に記候廉々、當時模様替候分も可有之、右は仕來に候共、其時に寄



町内一同之評議を以、仕様替等も可有之、右様之廉々は其譯書添置、後年之見分け能取計置可申候事。

右之通、一同申合相心得罷在、惣て町用相互に助合、不行届之儀無之様、大切に相勤可申候事。久右衛門町  
代地町録

○定 元乗物町  
兵庫屋鋪

一、町入用之儀は、寛政三亥年御改正後、惣小間に割合可致段、取極め候事。

一、公役銀山王并明神祭禮入用之儀者、沽券地小間に而割合出銀差出候事。

但、道造之儀者、其所限り小間割に而銀可致候事。

一、捨子有之出銀之義者、町内河岸之方往還に捨子有之候共、又は路次内奥行五間之所に有之候節も、惣小間割に而銀可致候事、尤路次

五間より内に有之歟、又は園内に有之候は、其地面限に而銀可致候、明地茂同様之事。

但、今川橋河岸通捨子有之節者、是迄之通何程相掛候共、高二つ割一つ分川岸持三人出銀差出可申積り、一つ分町内惣小間割出銀可致候事。

附り、行倒又者捨物等有之候共、同様之事。

一、東代地伊助支配地先大下水通長平支配内路次迄之處、往還異變有之節者、紺屋町一丁目分故、向町に而茂立合、入用二つに割出銀可致候事。

一、長平中路次より東兵庫屋敷金次郎地先迄は、異變片寄之町内計に而、向町内に而者入用等一切出銀致間敷候事。

一、玉水新道入口より茶屋藤十郎新道入口迄者、異變有之節は、入用二



つ割、向町内より茂出銀有之候事、尤一つ分町内兵庫屋敷并隣町地面紺屋町二丁目横町當家主支配地面新道表間口八間兵庫屋敷間口十五間元乗物町代地三十二間都合五十五間に割合、出銀之事。  
一、東代地番屋際松倉橋普請修復其外異變之節は、組合町左之通立合、諸入用割合可致候事。

高何程五つ割 一つ分 神田富山町

同 永井町

同 岸町

残り四つ分合

高何程 小間數百十九間に割

五十六間 紺屋町二丁目代地

三十二間 元乗物町東代地

右之通他町立合場處有之候得共、其譯は寛政三亥年出來に而、文化十四丑年迄永代帳に記書有之候、尙又此度増帳出來に付寫置者也。

一、山王御祭禮歳は、永富町一丁目家主吉兵衛同清三郎より右祭禮入用出銀有之候事、割合書左之通。

右入用高間數九十五間四尺五寸に割 一と小間 何程

小間七間五尺 永富町一丁目 家主吉兵衛

同五間四尺八寸 同町 同 吉右衛門

同八十二間 元乗物町

一、町年寄晦日錢、時之鐘役錢一ヶ年分合其高割、右永富町一丁目家主吉兵衛、同吉右衛門山王祭禮入用小間割之通、出銀請取可申候事。  
一、東代地大下水の落口錢一ヶ年分九百文づゝ、暮に至り紺屋町一町



目より請取可申候事。

右者他町より請取候出銀之儀者、町内家主一統相談の上に而町内不  
拘夫々難申立入用手當に致候事、

但、以來規定與申に茂無之、其時々之振合を以宜鋪取計可申候事、

町内家屋敷賣買之節町禮之覺

一、分一金百兩に付 金貳兩宛 沽券地八十三間六寸割

但、分一金之義者、高何程有之候共、十五に割、一つ分名主に遣し、相  
残り候高沽券地八十三間六寸割、尤尺迄は小間割懸、寸之義者、書  
役に差遣し候對談、其時宜可應候事、

一、銀貳枚

名主殿

但、一枚に付金三分之積り、

河岸拜借御上納住居地主讓り之節弘め、左之通り、

一、銀貳枚

名主殿

但、同斷

家屋敷讓り家督弘め、左之通

一、銀一枚

名主殿

同斷

河岸拜借地住居持主家督讓り弘め、左之通

一、銀一枚

同斷

右者、寛政三亥年町法御改正被仰出候節、町内相談之上、御觸面之通相  
極置候間、以來共相心得可申候事、勿論亥年御改正之砌、永代町法帳有  
之候得者、巨細之義は、其町法記見合、取計可申候事、

文化十四丑年四月中家主惣連印有之候事、



前書之通一同相心得、以來共右振合を以取計可申候事。  
嘉永五子年正月改

和 惣 久 東 甚 吉 喜 長 伊 和 篤  
兵 次 兵 五 兵 右 平 助 三 太  
衛 郎 吉 郎 衛 郎 衛 門 助 郎 郎  
助 衛 郎 吉 郎 衛 郎 衛 門 助 郎 郎

蓋組合會員互に扶助連坐の責有るを以て、嚴密の申合を爲し、以て其過誤なきことを期せざる可からざれば也、從て組合員加入の際の如き、特に慎重なる手續を爲さざる能はざりし也。  
附

五人組制規

幕府領内各村に、五人組帳前書と稱する五人組制規有り、元祿七年正月制規六十一條を頒布す、内四十一條は從前の五人組帳前書に

兵庫屋敷  
嘉 七 藏  
吉 藏  
重 次 郎  
金 次 郎  
豐 次 郎  
永代町  
法帳



して、二十條は漸次追纂する所に係る、享保六年二月代官稟候して、村民須知二十條を議定頒布す、寶曆二年郡代官署明曆三年以降の追纂に係る五人組帳制規の次序を正し、更に二十條を定む、天保七年又農規七十三條を頒つ、年々記名調印して支配役所に出す所の者也、五人組帳地方凡例録載する所の者五十四條有り、野州足利郡鵬木村寛延四年の者には六十四條有り、大成令教令類纂載する所の者には七十條有り、天保七年の者には百四十八條、天保十二年の板本には百五十二條有り、又天保七年三月磐城郡白岩村五人組帳五十條有り、大意は同じき者多けれども、行文に至りては、必ずしも一ならず、大約

一、從前々被仰出候御條目之趣、彌堅相守、御法度之儀不相背、急度相愼可申候、五人組之儀、最寄次第家五軒宛、大小之百姓、地借、水吞

迄組合、萬端申合、妻子召仕之男女等に至まで、諸事吟味可仕候、自然不吟味に而、惡事等出來候はゞ、組中可爲越度候、若申合せ背もの於有之は、可訴出事。

一、親に孝を盡し、主人を尊敬し、忠孝を不忘者勿論之事に候、其内にも勝れて孝行なるもの、又は毎事正路實體に仕者有之は、可申出候。

一、組合之内、平日身持不宜、農業家職を不勤、懶惰成者有之は、判頭は不及申、組合より重々意見差加、行跡相直候様、可教導候、其上にも組合申聞候儀不相用、不埒之族有之は、庄屋年寄に可申出、總而親子兄弟は不及申、諸親類睦敷、百姓仲間組合は勿論、他組たり共、平日相互に申合相親み、不束之儀等無之様可仕候、別而五人組之儀は、親族よりも親敷、吉凶共互に助合、患難相救可申候、五軒之内



一人に而も不埒有之においては、五人組共同罪たるべき事。下略

(地方凡例録所載)

と云ふの類也、又安政七年正月新町今市七日市宿の町方御取締規定書五人組名前帳と稱する者には、二十五條の規定有り、農村の五人組帳に同じからず。五人組帳其他

## 二 地借店借及奉公人

江戸の町政は、地主を以て町民の單位とし、家守を置きて、其町民權を行使せしめ、地借店借以下は、皆家守の支配を受くるを原則とすること、既に之を記す、然れども地借店借に在りては、店五人組を設けて共吟味を爲し、店人足に加はりて町内消防に當る等、一種准町民の位置に居るを例とす、唯其地や其店や、本と借假したる者なるを以て、請人を定めて之

が保證を爲さしめ、保證者をして被保證者其者に對する全責任を負はしむること、奉公人の保證者が其の被保證者に對して全責任を負ふと、略相似たる所有り、慶安四年三月の町觸に、

- 一、棚衆置候はゞ、入念、棚之者移不申前廣に、請人をきわめ、店貸可申事。
- 一、棚之者致、缺落候はゞ、棚請人に御懸り可被成との御事候間、能々吟味いたし、慥成請人を取可申事。

と見え、天和三年九月の令には、町中店借候はゞ、彌店請人に念を入、取置可申候、慥に無之者に店借申間敷候、いたづらもの差置候はゞ、大屋は勿論、品により五人組名主迄も、曲事可申付候、五人組相改、互に店之者吟味可仕事、并出居衆差置候共、請人取之、慥成もの置可申候、徒もの差置候は、是又大屋五人組名主へ掛り可申候事と有り、蓋請人を以て責任者とする者也、地借に於ても之に同じく、左の如き地請證書を作製して、請人



を責任者とするの制を明かにしたり。

地請證文之事

一、此定吉と申者、生國より能存、慥成者に付、我等請人に相立、貴殿御支配被成候、御地面之内致借用、住居罷在候處實正也、地代の義者、毎月晦日限、急度爲相濟可申候、若相滯候はゞ、地請方より立替相濟可申候、且又御地面御入用之節者、何時成とも、明渡可申候、勿論此者義に付、何方よりも差構出入等、一切無御座候、萬一何様之義致出來候共、我等罷出、急度埒明、貴殿に少しも御苦勞相掛申間敷候事。

一、御公儀様御法度之義者不及申、諸御觸事、并町並店並之御作法、爲相背申間敷候事、宗旨之義者、代々日蓮宗に而、牛込原町二丁目幸圓寺旦那に紛無御座候、則寺請狀之義者、貴殿方に差出申候、爲後日地請證文、仍而如件。

弘化四未年五月

淺草山之宿町重右衛門店

地請人 保兵衛 (印)

喜兵衛 事

借主 定吉 (印)

家主 常七 殿

店請證文事

一、此吉左衛門義、生國より能存知、慥成者に付、去る天保十一子年七月中、私受人に相立、御店借差置候處實正也、店賃之儀者、其節一ヶ月湯錢二人前共金一分相定、安政四巳年四月中迄、右店賃皆濟來候處、湯屋御家業、外人に御預け被成候に付、湯錢は別段に而、店賃一ヶ月金一分宛可相濟、趣被申聞候に付、是迄右相濟來候處、當時町内一統店賃引上候に付、一ヶ月金一分と錢二百四十八文宛、月々晦日急度爲相濟可申趣被申聞、承知仕候、若一ヶ月成共相滯候はゞ、受人に而辨



濟仕候、勿論髮結床之義に付、天保十一子年七月中店受證文通、御法相守候上は、永々御貸被下候御對談、且此者義、外より構出入等、一切無御座候事。

一、御公儀様御法度之儀者不及申上、町並之御作法、何事不依、爲相背申間敷候、且又博奕諸勝負人受等、其外遊女等之宿は不及申、縦親類たり共無斷一夜も留置申間敷候事。

一、宗旨之儀は、代々日蓮宗に而谷中長久寺且那に紛無御座候、則寺判御入用之節は、何時成共差出し可申候事。

右之外何様六ヶ敷出入出來候共、早速私儀引取埒明、聊御苦勞相掛申間敷候、尙又私所替又者遠國に罷越候節は、御斷可申候、爲後日之店受證文仍如件。

同町家主  
店受人 半右衛門

借主 吉左衛門

## 九郎兵衛殿

從て請人の被請人に對する、最も親密の位置に在る者ならざる可からざりし也、是其假親義子、親分子分等の關係を以て相結合したる所以のみ、借家人之を店子と稱す、大屋の支配に服するは勿論、請人に對しても、同く一大權力下に甘服せざるを得ず、殊に奉公人に在りては、其最も然りしを見る、何となれば地借者店借者は、少なくとも家屋家財等、擔保に擬す可き若干の物貨を有すれども、奉公人は全く一身の所有者たるのみにして、之を結合する道は、單り假父子關係を以てするの外なからんとすれば也。

奉公人即ち武家奉公を爲す若黨、中間草履取、六尺下女、町家奉公を爲す男女召仕は、必ず請人を有せざる可からず、之が爲め、請人亦確かなる下



請人主を必要とす、寛文八年正月の町觸に據れば、奉公人にして缺落する乎、内證にて濟まざる限り、請人は手鎖を掛けて總店中に預け、毎日封印を檢せしめ、自身家持ならば閉門、家主ならば入牢せしめたりし也、請人は親類及同國の好身を以て、一二人の人請に立つこと差支なしと雖、五人以上は是非其人請營業者たる人宿に非ざれば之を爲すを得ず、被請者之を寄子と云ふ、即ち假子也、寄親即ち人宿を義親とし、以て其親權行使を甘受せしむ、蓋假家族關係を以て、人宿の下に浮浪人を統合し、以て之を自治せしむるの制なりし也、寶永七年人宿組合を設く、人宿營業者三百九十餘人、之を十三組に分ち、組合外に在りて人宿業を爲すを禁じ、請判したる奉公人にして失踪若くは持逃を爲す如き場合は、請人并に組合より雇傭者に對して代金若くは人代を辨償し、失踪者は之を捕へて、武家奉公人は雇傭武家に、町方奉公人は町奉行所に致さしむ、享保

十五年更めて人宿二百二人とし十一組に分ち、年行事、月行事を置き、組合事務を執行せしむ、所謂番組人宿なる者也。

徳川時代に於ける傭者被傭者相互の關係を見るに、一に溫情を基とし、慈悲を旨とし、専ら家族的關係を保持するに勉めたり、故に傭者の被傭者を視ること子の如く、被傭者の傭者を見ること又親の如く、家長の如く、情好甚だ親密なり、傭者は平素恩を施して被傭者を保護し、就業中は威嚴を持ちて之が取締を爲すを以て、恩威併び行はる、當時の傭者被傭者の關係を擧ぐれば、凡て左の如く分類せらる、第一主従關係、第二師弟關係、第三親分子分の關係、此内第一類に屬するものは、武家奉公を初め、農工商に分屬し、家族的勞務に従事するものにて、純然たる主人と奉公人なり、第二類に屬する者は、工藝技術諸職工に屬し、或一定の期間は、師匠の家に宿泊して職業の弟子となり、傍ら



勞務に従事し、年期を終つて獨立する者とす、但し武藝學術の如き高尚なる者、又は音曲技藝等の部類の者は、此外也、第三類は、各種の業務に就き、仕事の起る毎に、臨時に傭役せらるゝ者にて、大規模なる機械製造工業の無かりし當時の團體組織にして、所謂請負人支配に屬するものなり、此内、第一第二の部類に屬するものは、今日尙ほ幾分の形體を残して居れども、多くは名實共に傭者被傭者の間、一時の契合となり、情誼恩酬は、權利義務の關係となり、現金主義と變せり、(中略)舊時の年季奉公人又は弟子なる者は、或一定期間主人の許にて、粗食粗衣に甘んじ、薄給を得て、其分に安するは、他日大に期待する所ありたれば也、蓋當時の主人又は師匠なるものは、自己の利害のみに没頭せず、弟子及奉公人の爲に將來を慮り、一定の年期を無事經過すれば、其人の爲に一家經營は勿論、社會上相當の地位をも與ふるに苦心し、權利

義務以外に、温乎たる情誼を有し居れり、(中略)第三類に屬する者は、第一第二に屬する者とは多少趣を異にす、此中最も多數を占めし者は、(一)公用即ち幕府直轄の公儀の御用を務むるは勿論、諸侯旗本の邸に出入して、平素の雜役に服する仲間、折助、部屋者、諸侯外出の行列、儀式の用務を辨する陸尺、手廻、平人足等の者なり、當時之を地日雇人足と稱し、地日雇には番組人宿と稱し、江戸市内に約五百の大小人入請負營業者を生ずるに至れり、(二)諸侯の參勤交代の往復、道中行列用の陸尺、手廻の外、荷物輸送の人足、即ち荒荷持、平人足等の者は、之を稱して道中通日雇と稱し、之には江戸六組飛脚問屋と稱し、俗に道中師とも云ふ、大小三百有餘の營業者を出せり、此二者は通常日雇人足と稱し、平時の行列、戦時の小荷駄方ともなり、今日の軍用語にて言へば、後方勤務にして、兵站部中の仕事なれば、公儀は勿論、諸侯と雖も、大切なる



武家の機關として幾多の沿革實地の研究を重ね、之に次で同業者仲間組合の制裁も自然に發達せり、(中略)舊幕府時代に於て之等の營業者中にて、最も權威ある位置に立てるは、元締と稱し、元方請負人なり、元締の下には引受と云ふ者あり、同業者中第二位にあり、元締と部下との中間に介在し、或は元締に代りて、一般の業務を代理す、又其次には各種の親分以下、宰領、小指、捧頭、部屋頭等ありしも、元締には、直接親分子分と云ふ者なく、各種の人足團體の上に立ち、總取締を爲すと共に、他の一面には、勞働者の資本主ともなる、彼の有名な幡隨院長兵衛の如きは、本多家に屬せし手廻人足の親分たり、(中略)而して之等の親分は、何れも諸侯に出入し、屋敷より元締の手を経て、相當の扶持又は足留賃銀と云ふ物を受け、衣食の保障ありたれば、平日多數の兒分を養成し居れども、之に相當の業務を授けて生活の便に供し、喜んで業

に従はしむ、會病を得て業務に就くこと能はざる者には、二階の一室を與へて安臥休養せしめ、服藥看護至らざる所なし、終生其家を去らざる者には事實に於て養老の保障をもなしたる程也、當時之を二階人とも稱せり、當初は親分の家に寄食し、粗衣粗食に甘じ、低位の位置にありし者も、年所を経るに従ひ、相當の位置に立ち、世にも人にも知らるゝに至りし有様也、(中略)抑此元締なる者は、利を之れ事とせず、男性的の態面を重んずる者なれば、大公儀も之を知り、竊かに獎勵し、第一流の者に至りては相當の位置を與へ、士分に列し、苗字帶刀さへも許されたる程にて、格別の由緒あるものには扶持米をも賜はりたり、元締の位置已に此の如くなれば、諸侯も旗本も、仲間、折助、人足等を直接雇入るゝことなく、必ず元締を通して雇入るゝことに定まれり、備者被備者の間に人入請負者を置きたるは、相互の便宜を圖るに出で



たるも亦一つは、今日の言葉にて云ふ社會政策の意味より公許せしものなるべし、次に特筆す可きは、第二の道中日雇の中、荒荷持と稱するものにて、世俗雲助と稱すれども、宿場雲助とは、大に異り、膂力と氣骨を備へたるものなり、全體雲助なるものは、諸侯參勤の各街道筋を徘徊し、其體力强健なる者は、百貫目の重量ある大長持も、四人以下にて之を担ひ、函根の如き險を踏破して、毫も疲勞の色を現はさず、而かも如何なる大重量の荷物を擔ふも、四點と稱し、極度を四人に限りたり、夫以上の人手を借るは、甚しき恥辱とせし所也、又場合に依りては、先發若くは後發荷物の離れものと稱して、小數なる彼等荷持に長持其他輸送荷物を托せば、小指なる者之を支配して、行列以外に離れて任務を全うす、東海道なれば、江戸より伏見迄之を運搬す、而かも賃銀の授受に至りては、出發前小指又は捧頭に全部を支拂ふ、而して此假

受金には、一切受領證書を作らざれども、後日に到りて毫末の紛擾を生せしめざりしは、彼等が信用を重んずる習慣なればなり、勿論幾何の前金を渡せしと云ふ事は、渡方の元帳に記帳するものなれど、當時同業者仲間の習慣法として、若し金錢に間違を生じたるときは、各街道筋は勿論、全國到る處、再び此渡世に従事する事能はざるの制裁あり。日本の労働者

とは、當年に於ける労働者取締組織を叙して、略其要を得たる者と謂ふ可し、蓋番組人宿は、寄親を家長とし、寄子を家族とする人宿を單位として組織したる一團體にして、秩然たる仕組を以て其團體を自治せしめたる也、而して所謂寄子なる者は、多く一種の浮浪者なるに拘らず、一旦寄子と爲らん乎、直に仕事に有附くのみならず、仕事なき時若くは病老の際の如き、寄親の家族として扶養を受け、其生活は保障せられ、寧ろ一



種氣樂なる生涯なるより、遂に宵越の錢を持たぬを誇りとする下層江戸兒を出すに至りたると共に、一面無頼の徒猶寄親の願使に甘従し、死生且辭せざりし者、豈獨り生活保障の恩義に感ずるのみならんや、寄子内自ら先輩後輩の序有り、兄弟分の義有りて相紊れず、加ふに寄親は、寄子を生殺與奪するの親權を有し、手に餘る者は一夜にして之を始末過量の燒酎を飲ましめ、十間に睡かすこと一夜なれば、心臓麻痺を發して死するを常とすと云ふ。するとも、毫も問はるゝ所無かりしが爲め、能く無限の威力を發揮し得たるに依ると云ふ、大成令、某氏藏文、書、古老談、其他。蓋徳川氏は、關原役後數世間に諸侯を除封する者二千萬石、一面に三家譜第諸侯九百八十餘萬石を封建せざるに非ざれども、失業者猶甚だ多く、浪人處分は、實に當年一大難問題たりしを以て、勞働者制を設くる爲には最も深く其意を用ひたる者なるに似たり。

附

## 若者自治

關東に於ける幕領某地方に在りては、契約と稱して年々二月初午の日、一村の男子十五歳より二十五歳までを若者、二十六歳より四十五歳までを中年、四十六歳以上を年寄とし、各總會合を開き、彼我共吟味の總勘定を爲したり、内最も重要視したるは、若者の契約にして是日は社會上に於ける位置の高下を問はず、萬事年齢順を以て次第し、弱年者勞役に服して、食物を調理し、年齢順に著席して一場に會食し、食後年長者幕府の禁令一村の申合規約等を読み、以て會衆を戒飾し、若し素行修まらざる者有れば、特に喚問して會衆の面前に之を詰責す、情重き者は之を中年者の會合に連れ行きて、其訓戒を乞ひ、悔悛せざる者に在りては、之を會外に放逐して絶交す、多くは會衆中の重なる者を頼み、會場に伴はれ來りて、全員に謝罪



し、以て事済と爲るを常とす、此外婦女子にも契約會有れども、單に會食に止まり、若者會の如き嚴格なる作法は之有らざりき、遺風今尙存して年々二月十一日十五歳以上の男子一戸一人づゝを會す、而も、往事の如く嚴格なる者には非すと云ふ。  
要するに、其方法は一に非ざれども、若者の團體即ち青年會は、各地に多く之有りし也、唯江戸に於ても亦然りしや否やは今明かならず。

#### 丁 業務上の自治

幕府自治制の徹底は、地方行政上に於けるに止まらず、更に之を各種の業務上に及ぼしたり、同業者をして相組合ひて、其業務を防護し、自ら之が發達を圖り、自ら其非違を取締り、自ら他の侵犯を防がしめ、業務の性

質に依り、或は之が特許者以外の營業を禁止し、或は其新營業を許可すると同時に、之が組合加盟を強制し、一面業務特許の代償として、之に命ずるに行政警察上に於ける或種の責務を以てし、若くは之に冥加金を課したり、而して何れの業務も、業務者間には、相互扶助共同責任の制裁を有せしめたるを以て、従て業務上に於ける出來事は、出來得る限り、之を業務者間に自治し、官府は單に業務者間の理治し能はざる僅少の事件を裁斷するに止まりたる如し。

#### イ 官守者

官守は勿論民間の業務に同じからず、又官守の性質に依りて必ずしも一樣に非ず、而も概して一部局の事務を舉げて主任者に委任し、主任者は僚屬を率ゐて勝手に其事務を處理し、自ら功過の責に任すること、恰



も一種の請負仕事の如く然るは、幕政の一特色也、勿論官守に關する大體の命令は全く之れ無きに非ず、唯職務章程施行手續の如き、初より規定せられたる者有るに非ずして、多くは主任者の意思に基き、當事者間の申合に成り、小大分課して各其職責に當り、更に進で彼我が家事にも相涉り、相飾戒して素行を慎み、吉凶相頼り、中には共同して給知の事務をも執行する者有り、課局集團中の交渉は、下級に至りて愈其密なるを見たりし也。

例へば大番の士の如き、二條城在番二組は、寛永十七年制法定まりて、

御黒印

- 一、萬事法度之趣、堅相守、番頭、組頭申渡義、聊以不可爲違背事。
- 一、喧嘩口論制禁之畢、若有之刻者、其所有合之輩、可相計之事にも成間敷儀を見ながら、惡事いたさしむべからざる事。

附、令荷擔族者、其各可重從本人事。

- 一、自然如何様之儀雖有之、城中を不可出事。

右可相守此旨者也。 寛永十七年三月七日

と云ひ、同時に老中より下知訓令有りて、

下知狀

條々

- 一、御番衆之外、人つきあひ停止之事。
- 一、御番所に武具并得道具可置之事。
- 一、御番衆の内、振舞一切禁之、雖然於御番頭所、振舞之節者、一汁五菜、此外者肴吸物以下も、可爲無用、酒者三返、大盃停止之事。

右可被相守此旨者也、仍執達如件。

寛永十七年三月七日

對 馬 守 阿部重次



と云ひ、番士皆血誓して、

敬白起請文前書之事

一、今度二條御番中、御法度之趣、御預後に而も、違背仕間敷事。

一、今度御番中、何様之遺恨候共、申出間敷候、自然不届之者に而悪口申掛候共、相返答申間敷候、若相返答申候は、手前耻辱たるべき事。

一、互之間を申妨、中惡敷仕間敷事。

附、諸勝負仕間敷事。

一、下々召仕之者出入之儀、御座候は、組頭へ申、御番頭御差圖次第に可然候、主人々之申分に仕間敷事。

一、兩御番頭へだてなく、可存候、并兩組頭衆御法度之通被仰渡候儀、少

伊 豊 後 守 阿部  
豆 守 忠秋  
守 松平  
信綱

も違背仕間敷事

一、酒定之事、京盃にて一日に五盃、一度に二返より外者被下間敷候、取越未進借仕間敷候事。

附、御番所に酒菓子に而も持參申間敷事。

一、御番衆中仲ケ間に而振舞料理之儀者不及申、薄茶之外、酒菓子にても出申間敷候事。

附、親子兄弟伯父甥、舅小舅之間にては、來掛候者不苦、是も前廣より約速にて、料理仕間敷事。

右之條々於相背者、(下略)

と爲したると共に、其處務規程番士心得等は、番頭相申合せて、左の如く定めたるの類、所謂申合規約の一斑を推す可し。

番頭相續覺



一、先年御法度之御黒印、并下知狀、於江戸二條御番衆各誓紙之前書、寫置候通被致披見、違背無之様御嗜、萬事に付御奉公之儀、猶以御□□無之様、御心掛尤候事。

一、於御番所、行義惡敷無之様、不及申候得共、御慎可有之事。

一、二條在番中、火之元堅被申付、夜廻之義者不及申、晝之内も入念、火之用心無油斷様可被申付候事。

一、御番衆中小屋に火事出來候はゞ、下々に水桶を爲持、早々御出し、主人衆も御出合候而、火を爲御消可有候、主人衆は家之上に御あがり候儀、御無用に候事。

附、當番之衆者、自分之小屋に火事出來候共、御番所を明御出候儀、

一切御無用に候、組頭衆も同前之事。

一、自然狼藉有之時者、組頭衆并兩脇前後之衆計り御出合、組頭衆差圖

次第可仕候、其外之衆者、出合ひ申儀、一切御無用に候、雖然至其時、組頭衆差圖有之者、遠所之衆も可有御出候、并當番之衆之者、狼藉仕候共、其主人御番所を明御出有間敷候、組頭衆も可爲同前事。

附、其主人宿に有合候共、一切構ひ申間敷事。

一、二條御番衆中、諸事不及買物無用可被致、但武具之儀者格別、是も二重に拵候事、御無用に候、衣類上下、古を有合に用ひ、萬事左様之事迄、儉約を被用、各身體罷成候様に有之事肝要に存候、召仕之者、刀脇差衣類以下迄も、詮議被致可被申付事。

一、御番衆御申付町人より、手形なくして賣物相渡間敷との書物御取可然候、其上月切に代物相濟せ、下々至迄、買掛無之由、書物御取可有之候、町に用所調に御差出候とも、用所相調候はゞ、脇寄不仕、直に罷歸候様、堅可被申付候事。



右之條々相背者無之様肝要に候、仍如件。

例へば先鋒弓隊先鋒銃隊の細密なる申合に依りて、其職務を執行したる如きも其一也、内弓隊は八組に分れ、先手弓頭一人づつの下に、五組は與力十騎同心三十人、一組は與力六騎同心三十人、二組は與力五騎同心三十人、一組は與力十騎同心五十人、一組は與力六騎同心四十人、三組は與力七騎同心三十人、五組は與力六騎同心三十人、七組は與力五騎同心三十人、八組は與力十騎同心五十人、一組は與力六騎同心四十人、三組は與力七騎同心三十人、五組は與力六騎同心三十人、七組は與力五騎同心三十人、八組を以て、月々

五箇所當番

五組

内 蓮池門、梅林坂門、平川門、紅葉山下門、坂下門

俄助心得

一組

出火之節詰番

四組

不時見廻心得

一組

火附盜賊改

一組

に當りつゝ在りたる也、而して職務執行の爲め、總組數與力同心定人數并御門々心得、御成勤方并御清之節心得、諸心得、火事地震之節心得、出火之節詰番心得、組心得、月番申合等を申合せ、又加番に關する種々なる申合、蓮池門以下の勤方に關する種々なる申合を爲し、及御目見定書、同役申合をも爲したり、而して各與力何れも同心を分屬し、組屋敷に在りても、亦或る程度の共同生活を爲したり。

例へば町奉行所の如き、與力同心は、公務を分掌する外、南北奉行所附各五組に分れ、毎組與力五騎、同心二十人、同増八人を屬し、何れも組屋敷に住し、組毎に筆頭與力一人をして、組内及組内の同心支配役たらしめ、同



心亦組毎に年寄同心五人物書添物書同心三人を置き、以て組内を自治す、與力給地一萬石、下總に於て給せられ、一人二百石を定額とし、収入は檢見取なるを以て、歳の豊凶に依り同一なること能はざれども、概して米五斗俵三百俵乃至二百七八十俵を收め、又小物成即ち雜稅として、大豆小豆鹽田作等を徴し、夫人として壯丁を使役し、罹災には百石十兩の割合を以て用金を課す、而して此等徵稅事務を取扱ふ爲め、給地名主中に給知役を命じ、内一人をして居住して江戸に在らしめ、與力は組毎に二人の給知世話番を設け、以て之を監し、兼て領主の事務を執る、同心の給俸定額三十俵二人扶持は、廩米也、受領地は、與力一人三百坪、同心百坪にして、同心の分は町屋鋪也、市人に貸假して地代を收むることを得、此等組屋敷の事務も、或程度まで共同自治を爲したりし也。

例へば囚獄の如き、町奉行の管轄に屬し、牢屋奉行石出氏世襲して之を

掌る、同心五十八人、獄丁三十人之に屬し、奉行所よりは、與力二人獄署に直して之を檢察するに止まる、病監即ち溜二箇所は、別に非人頭をして之を守らしむ、獄舎は小傳馬町に在り、五舎、一を揚坐敷と云ひ、目見以上の士人を禁囚し、二を揚屋と云ひ、士人僧侶を禁囚し、三を大牢と云ひ、四を百姓牢と云ひ、共に庶人を禁囚し、五を女牢と云ひ、婦人を禁囚す、其收檻や出獄や給與や點檢其他や、一として、整然規定有らざる莫く、順序有らざる莫し、竟に囚人間にも一種の自治制を布き、每房牢名主一名、役付十一名を置き、以て囚人の暴行を取締らしむ、並に囚人中才幹有る者を撰みて之に任す、此の名主及役付は、日毎の給餉に、平囚人よりも玄米一合を多く受く云ふ、

大御番傳記、江戸町政録、諸勤議定、江戸幕府職官考

## 口 各種業務



業務上に組合を設けて之が取締を爲したるは、幕府の初期已に之無きに非ず、殊に享保中に至り、幕府令して、諸職人諸商人をして組合を設け、月行事を置きて相取締まらしめ、文化中株札を給す、天保の改革、一旦組合を解散せしめしも、嘉永四年之を再興して、文化以前の制に復し、現在の従業者を以て組合を組織せしむ、享保の制は、概して同業自治して、自ら取締るを目的とす、政府は單に組合を取締まれば足る、文化の制は、株札を給して従業者を保護すると同時に、之が返禮として冥加金を出さしむるを目的としたり、従て従業者其業を専有して改良を加へず、利益を壟斷し、價格の如きも勝手に之を引上ぐることを得て、顧客を苦むること少なきに非ざりし也、天保の改革に冥加金を廢し、組合を解散したるは、之が爲のみ、嘉永の再興は、文化前の制に復するを主眼とす、而も後漸く文化の制に還り、株札を給與し、冥加金を上納せしめたる者少なき

に非ざる如し、蓋幕府組合制創設の本旨には非ざる也、享保當年の幕令に、

一、諸商人諸職人組合相究、月行持相立、新規之品仕出し不申候様に被仰付候間、先達而申渡し、與合帳面銘々差出し申に付、其月々之月行持名前月書付、可差出事、

一、先達而組合候者之外、新規商賣に取付候者有之候は、其段相届け、帳面に付可申候、帳面に付不申、組合に入不申候者有之候は、可爲越度候、

一、同商賣に而仲間に入不申候者有之候は、仲間之者共方より相改可申來事、

一、組仲間に入不申候同職之者有之、仲間之者相改候節、自分了簡を以商賣相構候事など不仕、左様之者有之候は、其者之名并住所承届



可申來候。

一、先達而組合に入候商人職人家職相止候歟、家職いたし替候歟、亦者所替いたし候はゞ、相届帳面を直し可申事。

一、先達而組合候商人職人に而、人數限り候事に而無之候間、新規に商賣取付候者有之候はゞ、相届候上、勝手次第商賣可致候、尤同職より妨申間敷候事、附り商賣致替候事も、同前に候事。

右之趣共有之候はゞ、早速奈良屋所へ可訴出候。

丑<sup>享保</sup>六年の十一月二十四日

と云へるを見て、之を察するに餘り有る可し。

### 子 札差

札差は、幕府倉廩の米穀拂下業者也、武士の扶持米を引取り、飯米の外は

代金を以て之を渡し、又利を收めて金銭を融通す、同業百九人、享保九年七月十八日幕命を以て組合を設け、片町組、天王町組、森田町組の三組合を組織し、毎組合行事五人、三組合合せて十五人を擧げ、各月交替して執務するの制たり、當時町奉行所の命令書に云ふ。

常々行司組合五人宛相勤、三町に而拾五人宛、月代りに行司相勤、月々御扶持方三季御切米、御藏の出來直段相改、行司共方に而張紙出し置、少も相違無之様に可致吟味候、若相背候者有之は、仲ヶ間相除、其段申出、御藏出入停止仕、拂米直段相違候金子辨させ可申候、勿論不届の儀被申立候、武家方有之節者、如何程之曲事にも可申付候、且又高利之金子借し出し不申様に急度仲ヶ間吟味可付、中略、借し金利足者、向後年一割半より高利借出申間敷候、(中略)彌前書之通、急度相守、其當人者勿論、手代家來等に至迄、御藏庭において、不埒之儀爲仕申間敷候、此已後



若仲ヶ間申合不屈之筋も有之ば、吟味之上、一統に札差宿取上、曲事に申付るにて可有之候、并仲ヶ間之内不埒之者有之候を、其通に致し置外より斷等有之候は、其時之行司、急度可申付候、此等之趣も、仲ヶ間申合、相互に吟味可仕候、若又武家方より不埒之儀申懸候は、可訴出事。

延享四年組合を十組に分ち、定行事を十人とせしも、寶曆三年片町森田町天王町三町に於て月番行事を勤むることと爲り、安永七年現業者九十六人に減じ、小組合の人数不同なるを以て、更めて三町を各六組に分ち、一組五人、一町三十人とし、月行事は舊に依り、別に一町二人づゝ、合せて六人を仲間取締組役とし、又名主二人を札差掛に命ず、降て文化四年に至り、札差組合一番組より六番組まで三町を通じて、世話役一人づゝ、並に差添二人づゝ、都合七人を置く、而して仲間間に於ては、享保九年十

二年十四年十五年以下、屢申合を爲して相取締れり、今其最初の申合條目を左に掲ぐ。

定

今度從御公儀、札差宿百九人限被爲仰付候、此外猥に宿仕候者有之候は、相互に吟味可仕候事。

一、御切米相渡候節、出米御藏之當番之行司日行事割付之場所、米相場書付、賣買猥成儀無御座候様可仕候、尤直段者、相違無之様に吟味可仕候事。

一、前々より米金御用立候儀者不及申、新規に宿御極被成候間、御切米手形不被遣候は、依事御訴申上候共、亦者御手形押取候共、當月行司に斷可申事。

一、金子利足之義、被爲仰付候通、急度相守可申候、且又請合金之儀、拾五



兩壹分より高利請合申間鋪事。

一、浪人衆并外商賣之者、高利之金子借し出し、惣而不埒成者之金子請合等者不申及、取次宿共仕間敷候事。

一、仲間之外、名題を借り、直玉入、御藏金請取、米賣方仕候者御座候はゞ、向後借名題一切仕間敷候事。

一、金元方は借名題致し、札旦那衆せられ、前宿は無斷金子借懸、せり合間敷候事。

一、札差宿頼參候はゞ、先宿は斷立得心之上、取引可仕候、前宿知れ不申候はゞ、行司より改可申候事。

一、御藏渡金并米代金宿來取逃仕候はゞ、其主人より早速辨可申候事。

一、米店賣之儀者、買主は米相渡候翌日迄之内、判形取可申候、若延引致候内、手代不埒有之候はゞ、賣主買主可爲相對候事。

一、仲間請合之儀、御藏宿相勤候内者、手前之差引に不構、定之通急度引取相渡可申候、若御藏宿外は仰付候はゞ、右之如可申送候事。

一、直差之御方米賣買之儀、猥成儀有之様に相聞候、依之下直に無之様に行司立合賣可申候間、仲間より猥に仕間敷事。

一、船車脊負馬滯之御方様米積込、猥成御座候、右之御方様之米積引仕候者は、宿々引受候御屋敷之米、一切爲積込申間敷候、勿論滯札之御方様宿御極被成候節、前々より積付と申候共、改外之者は爲積可申候事。

一、御壹騎立并組付之御方、組替に御入被成候はゞ、當宿より御藏場に而米金引分可相渡、與申證文相渡可申候、尤旦那方よりも證文可申請候事。

一、春米屋飯米賣共に、米代金相滯、其上外に而現金買取候者御座候はば、賣掛有之方より斷次第、店々に張紙出し、現金に茂一切賣申間敷候



事。

一、祝言金之儀、前々相定候通、金壹兩宛其町に御出し可被成候。若妻離別致候は、重而者用捨可有之候。尤亭主代りに候者、爲其祝儀金與、金壹兩宛差出し可申候事。

一、向後手代店持仲間に入候は、其町の金三兩差出、主人より三町に請合證文取可申候事。

一、他より店前米屋仲間入仕候は、金拾兩差出、其町の金四兩取、三兩宛兩町へ差出可申候事。

一、若者自分に成候者、主人之名題を借り借し米買眷附仕候儀、向後堅く爲致間敷候。若又主人にも無餘儀事に候者、三町請合證文取可申候事。

一、日行事廻し之儀、矢立持三町共に出合、一藏々に急度相勤可申候。若

一、藏に而も不參仕、出合も無之候者、相勤候町之行司より、不參之町之行司に斷置、急度詮儀可仕候事。

一、御藏次廻し立候節、請取候者、不殘立合可申候。此段者、從御藏被仰渡候間、堅相守可申候事。

一、身上潰仲間除申者、以相對他に讓申儀仕間敷候。重而仲間仕候者之出金、其町々以了簡、三分貳潰候者に遣候共、其町に取候共、残り三分壹者、三町に割合取可申候事。

右貳拾二ヶ條、三町連判記し置申候間、急度相守可申候。若相背候者有之候は、行司吟味之上、仲間相除可申候。仍如件。享保九甲辰年七月、札差其者のみならず、之に附屬する船持、馬持、車持、背負等、亦各自に組合を設け、世話役年番を定め、營業者には提札を給し、札無き者の從業を禁すると共に、從業者互に取締りて輸送上の不都合無からんことを期し



たり、即ち寛政中藏前船持は、天王町組、片町組、森田町組の三組を立て、一組一人づゝ年番世話役を設け、以て自ら取締り、深川には一番組より七番組に至る船持組合有り、本所に石原組有り、共に年番一人づゝを置き、て自治し、馬持、車持、亦皆三組天王町組、片町組、森田町組を有し、提札を従業者に給すること、船持に同じく、背負は三組の外に新組有りたり、而して船持の仲間規約は左の如し、馬持、車持、背負の仲間規約も大同小異也。

一、御藏御奉行様御勘定御立會様方は不及申に、右御役所御出役御方、惣而御藏御勤之御方様に、無禮無之様可仕候、且又御藏場并御門外近邊にても、口論ケ間鋪儀、決而爲致中間敷事。

一、於御藏場、積荷物受取候節、俵數之儀、始末共再應相改可申候、且御米取扱方、走米無之様心附、或は急雨風烈等之節、手當、又は宰領之御方に、無禮過言等無之様、其外諸事入念取計可申事。

一、淺草、本所御藏御出米、御場所引拂延引に不相成様、出精可仕候、別而短日之砌、御出米多に而、萬一引拂及延引、夜にも入可申、世話役并年番之者共取計、出精仕べく、右體之節、猶亦御行司方より御差圖之趣、違背仕間鋪候、惣而船方に請取候御米、積切候迄者、世話役之者、急度相残り見届、取落米等無之様可仕、勿論御出米之御場所毎に見廻り、入念見届可申事。

一、御藏場御渡米、差懸り運送之儀、御屋敷直に御相對を以仕間敷候、若右體被仰聞候御方在之候節は、其段御行司中へ申出、何れにも御差圖受可申事。

一、一組より一人宛、三組に而三人、年代り世話役年番相立候に付、右年番より取締、差圖致候義、相背中間敷候、萬一御米不束成取計致候もの有之節は、世話役之者共より、御行司へ早速申出、其者提札御取揚被下



候様可申上萬一右體猥成取計ひ致候者等閑に捨置候はゞ其組合之者共提札不殘御取揚可被成候事。

一、船中揚場等に而不正之義は勿論御入米取扱方不宜餘分走米等に減米相立御屋敷方より御察斗有之節其御藏宿并御行司方より被仰聞候儀違背不仕御差圖次第取計何様にも組合者一同引受取惱御詫可申上候事。

一、此度新規提札御改に付御藏御役所の御願之上兩御番所様にも御訴被成上者當人共義は不及申に手先之船乗之者共には日々相改朝暮詰取渡仕大切に爲取扱可申其上朔日十五日毎月兩度づゝ一組限り世話役之者札數急度相改可申候且病死病身等其外勝手に付家業體相休候もの有之節は其者共は御預被下候提札世話役共より揚札仕名前相除消印之義早々可申上候萬一提札紛失致候もの有之候は

ば早速其子細世話役共差添御届可申候時宜に寄其當人世世話役之者御引連御行事中より御藏御役所兩御番所にも御訴可被成候段承知仕其砌御差圖次第に可仕候事。

一、御仲間行司中并御藏宿より世話役之者共は被仰聞候義入念承り惣人數に申聞相觸候義少しも等閑に致申間敷候萬一不依何事猥成義に付提札御取揚被成候者其人は不及申に其もの持分之船に而も雇御藏出入決而爲致申間敷候事。

一、翌年世話役年番之名前毎年十二月中旬迄に御行事中の相認差出可申候事。

前書之趣從御藏御役所其節御行事方に被仰付候條猶又此度精々被仰聞承知仕候以來取締方一同申合右ヶ條之趣急度相守諸事入念取計可申候爲其連印證文仍如件。



寛政八辰年六月

船 連 持

印 札 差 事 略 其 他

丑 旅 人 宿

江戸の旅人宿は、小傳馬町馬喰町組旅人宿、三十軒組百姓宿、十三軒百姓宿は、明和、中三十軒組に合す八十二軒組百姓宿の三組有り、之を三組旅人宿と稱す、中、小傳馬町馬喰町組旅人宿は、小傳馬町三丁目、馬喰町壹丁目、貳丁目、三丁目の四町に在り、入國以來の旅人宿にして、宿引人を出し、各地の道者物詣江戸見物其外訴訟公事人を宿泊せしめ、三十軒組百姓宿は、馬喰町四丁目、十三軒組同じに在り、郡代伊奈氏支配所の百姓を宿泊せしめ、名指し來る者のみの宿泊を許し、宿引人を出すを許さず、八十二軒組百姓宿は、小石川春日町其外各所に在り、代官所地頭用並に訴訟公事用の所縁者を宿泊せしむ、之を外にして官地其他

の茶屋、温飩屋等にして旅人を宿泊せしむるは之を禁ずると同時に、火災に際し、小傳馬町馬喰町組旅人宿は、兩町奉行に駈付け、三十軒組百姓宿は、關東代官及び本所牢屋に駈付け、八十二軒組百姓宿は、評定所及び勘定奉行公事方に駈付け、付くる義務を有し、兼て怪しき者を密告し、又三奉行所の訴訟人を宿泊せしめ、召喚狀所謂差紙は、旅人宿飛脚を出して之れを本人に達し、出廷に附添ひ、又宿預けを命せられたる者を拘監するの義務を有す、加之奉行所預けの無資力者に對しては、食料雜費の組合支辨を爲したり、

證 文 之 事

- 一、從公儀様前々被仰出候通、一人者一切差留申間敷候事、
- 一、連有之候爲旅人共、怪敷體之者、一切差留申間敷候事、
- 一、諸用向等之儀、意得と承届、不都合成荷物等有之候は、心附、密々爲



## 御知可申候事。

一、不相應に金子等取扱候者は、密々爲御知可申候事。  
 一、旅人之儀、諸用向相濟申候は、早速相立候様可仕候、偏々と差置申間敷候事。

一、諸役所様より諸出入に付御預け者有之候は、急度爲相愼、大切に仕可申候、御呼出等之節、自身差添罷出可申事。

但、御預けにて無之候共、御役所向へ百姓等罷出候節は、宿差添罷出可申候、尤御呼出刻限等、無遲滯召連罷出可申候。

一、御役所様より在方百姓御呼出有之節、御差紙御渡被遊候は、随分大切に仕、早速相届候様可仕候事。

一、公事合に參候旅人等、荷擔致候儀、一切致間敷候事。

一、諸勝負ケ間敷儀、決而爲致申間敷候事。

一、往來旅人互に論合奪取申間敷候、旅人勝手次第差留可申候事。

一、仲ケ間之内不埒成宿等も有之候は、密々爲御知可申候事。

右従前々被仰渡候趣、致承知候、随分相互仲ケ間申合、御用向等は不及申上、諸事不埒無之様、大切に可仕候、萬一未熟成宿屋等も有之候は、何様にも可被仰立候、其節一言之儀申上間敷候、爲後證旅人宿百姓宿仲ケ間惣連判、仍如件。

小傳馬町  
馬喰町 旅人宿定法 文化十二年  
十一月書上

定

一、御番所様より引分け候儀難相成旨被仰付、御預け者は格別、其外御預け者又多人數之節は、御願申上、行事壹人に而人數三人を限り、奉預候、勿論出牢人に而或は重病之者に有之候は、壹人宛引分け可奉預候、尤日數何程相掛るとも難計候間、有宿無宿に不限、百日に限



り、御預替相願、百日目に當り、行事に引渡可申候、且亦飯料錢并諸入用之儀、出方無之分は、日數十日目行事へ書出し、月行事掛にて、爲相集可申候事。

一、御呼出之節、壹番行事へ貳番行事差添、罷出可申候、勿論多人數之御預者に候はゞ、右月行事共より通達次第、残り行事共、早速罷出御用相勤可申候事。

一、兩御番所様より在方御呼出之御差紙、前々之通り、行事方に御渡被遊候節、不限晝夜、四ヶ町相行事に右之趣及沙汰、早速慥成者兩人差遣し、御差紙大切に持參仕、尤道中泊等入念心付、且亦權威ヶ間敷儀無之様申付、右御呼出之村方に參候はゞ、拜見請書取之可申事。

附り、大人數御呼出之御差紙御渡し被遊候節は、行事共順番に任、人數村方等引分け宿仕、右御呼出之者、多人數に候はゞ、其月次行

事に爲引受、御用御差支無之様、相勤可申候、尤御用長々相掛り、逗留致候はゞ、日數百日目を限り、次行事に是亦順番に任せ、宿替御願可申上候、若行事方にて居付之旅人等有之、込合候節は、居付私用之旅人を外へ遣し候は格別、差紙名前之旅人、決而遣し申間敷候、萬一心得違、懇意之者、杯へ差遣し候はゞ、是亦大切之御用筋等閑に致し候に相當り、甚不束之儀に付、右旅人は次行事へ引取候段、御訴申上、其番人并引請候者、共々仲間相除、此段も兩御番所様へ御届け可申上事、且亦右旅人之内、仲間之者、得意村方馴染之者有之、其者方へ着致候はゞ、其者方より行事方へ相届候上にて、着御届可申上、并行事方へ着致候共、仲間内馴染之者有之、其者方へ參度旨、旅人申間候はゞ、右行事方より旅人申口之宿へ掛合、旅人名差之宿へ引取、右之引取候者、御差紙遣し候行事一同罷出、御届



可申上候事。

一、御預け者飯料代、出方無之分は、古來之通り、百文づゝに相極可申候事。

但、飯料代出方無之候へども、當時出來兼、往々は相拂候筋に御座候とも、夫迄仕送り致候も迷惑に可有之候間、先夫迄仲間内借可爲致、其後先方より入用受取候はゞ、早速右内借金中へ返納可致候事。

一、御預ケ者病氣御見分御檢使之節、諸掛り錢者勿論、醫師へ參禮等之儀、是者差掛候儀故、先仲間より出錢可致事。

附り、無宿は不及申、有宿に而も、出方無之候はゞ、仲間より先可償之、且御預ケ者の御裁許後、所拂或は追放等に相成候共、親類五人組へ相掛り、御願申上候様可致候、右に付願入用は、仲間より差出

可申候、萬一相願候而も不相濟候節は、仲間より出錢可致候、宿有にて出方有之、其番人右諸入用差出候はゞ、無遲滯仲間へ割返可申候、且御預け者手鎖或は重病人にて、差添無之候はゞ、總行事へ相届け、古來之通り差添人相付可申候事。

一、御番所様より仲間行事御呼出に而罷出、御預け者被仰付候はゞ、無宿は勿論、有宿迎も、初發罷在候節は、前々相定候通、二百五十文、仲間割合にて差出可申候事。

但、御預け者御吟味に付御呼出入用之儀は、其度に入用定之通、仲間内割合、出錢可致候、有宿候はゞ、初發御呼出之外者、入用并飯料代共、差出不申極め、又御尋者御用に付、御呼出之節は、入用二百五十文□爲御届と別段罷出候入用者、百二十四文割合可申事。

一、兩御番所様より月行事へ御預之旅人雜用飯料代并に右に拘り候



入用、仲間より差出候は勿論之儀、乍然御預之旅人を萬一取逃、右に付御吟味に相成候類は、預り番人不埒より事起り候儀に付、御呼出有之節、并に其外出錢、仲間より決而差出不申候事。

一、外町々并外宿共方へ、諸物詣之旅人名差參候節、圖に當り候歟、又は見當附參候はゞ、随分かさつケ間敷儀無之様に仕、譯合得と申聞、若又利解不聞入、不埒成挨拶におよび候はゞ、當人に不相構、其所家人五人組迄申達罷歸り、仲間行事へ申出、評議之上、御願可申候、尤銘々家業に拘り候事故、右入用仲間より出錢可致候、萬一仲間掟相背き、かさつケ間敷儀仕、及口論、御公訴に相成候はゞ、其者不束に付、入用之儀、仲間にては決而出錢致申間敷候、其上落着後、仲間評議に不及、行事評議之上、古來之通、仲間相除可申候、勿論引人若者に候はゞ、其當人、仲間内奉公相構可申候事。

一、外宿并に外商賣人方に罷越候旅人へ附參り連來候後、又仲間内名乗候連も、一旦先方より假出し連來候旅人之儀故、得と糺之上、右附參候者へ爲泊可申候事。

一、仲間諸入用出錢遲滯之者有之未熟に御座候間、以來は、嚴敷爲相集可申候、其上にも出錢差滯り候はゞ、其町内行事立替、其者仲間相除、月行事立替錢之儀は、總仲間割合、出錢可致候事。市政案  
要其他

### 寅 十組問屋

十組問屋は、貨物船積を爲す者の組合也、京阪の商品を廻漕するに當り、船頭水手等難破を名として貨物を竊取するを常としたるより、元祿七年江戸通町大阪屋伊兵衛なる者首唱し、七年組合を組織し、十年に至て、塗物店組、内店組、表店組、藥種店組、通町組、綿店組、釘店組、河岸組、酒店組、紙



店組の十組を聯合したる者、之を所謂十組問屋組合とす、組々行司を設け、更に十組の大行司を立て、四箇月毎に交替して、一組つゝ廻漕事務を取扱ひ、又三極印元を定め、菱垣船往來毎に、船具、船足等を檢して烙印することとし、年々正五九月總會を開きて、意見の交換を爲したり、初め十組を組織するに當り、船持沖船頭之に反對するの恐有りしも、伊兵衛豫め鴻池一家に交渉し、場合に依り、鴻池家持船を以て之を輸送するの計畫を立て、竟に之が成功を見たりと云ふ、其後享保中諸問屋組合名簿具進に際し、十組問屋を確定し、西河岸に會所を置く、偶酒店組分立して酒造人手船を以て輸送することと爲り、川岸組綿仲間等假船積合仲間を結びて、別船に積荷し、古組綿店、塗物店、藥種店、油店、釘假船組川岸綿店、鐵店、紙店、堀方、株仲間、三番組、燒物店、乾物店に分れ、文化中十組の外菱垣廻船積仲間有り、尋で十組問屋の手に府下三大橋の新架修繕を請負ひ、西河岸會所を改めて三橋會所

と爲し、遂に冥加金を納れ、組合員に株札を給し、更に六十五の新組合を結び、菱垣廻船積仲間と稱し、株札受領者外の營業を停め、新加入を禁ず、文政中町年寄之を所管せしも、天保改革に一旦組合を解散し、嘉永四年文化前の制に復して之を再興す、而して仲間中申合を爲すこと、一兩回に止まらず、左に其一例として、明和四年十一月古假兩組合同の時の申合を擧ぐ、

覺

- 一、船手參會之節、新古相互に、存寄之趣、無遠慮申合可然事、
- 一、難船之節、從浦方注進申來候はゞ、新古大行司立會可申事、
- 一、浦方改人之儀、假舟に有之候はゞ、目代二人、總行司より二人、都合四人之外に、兩支配方より改人一人可遣候、古組に有之候はゞ、右に順し可申事、



一、元直改之節、新古立會相改可申候、并に船々少難に而合力願出候節、  
一組より行司二人宛、新古共に一同に罷出、相談相究可申候、尤兩行  
司極印元に而相濟候義者、宜取計可申候事。

一、難船荷物引取候事、是は引取荷物兩行司立合相究候引之通、違背申  
間鋪候、若受取不申候、荷物有之候はゞ、立會に而賣拂可申候、尤濡痛  
合力辨之義者、行司立合、程能直引致、爲持遣し、荷物直切引有之、不承  
知に而持歸し候はゞ、其儘賣物に出し可申事。

一、難船賣荷物之砌、問屋川岸おゐて、改札相渡し可申候事、但し兩行司  
元右札を以、組行司二人宛差添、荷物々々相改可申候、尤浦方送狀を  
以、問屋川岸にて荷物受取可申候、勿論總行司立合、荷物見せ口猥り  
に爲取出申間鋪事。

一、組合御懇意之仁たりとも、無札之方、船問屋之内并にやらいの内へ

一切入申間敷候事、但し組外積合有之候分は、兩行司より紙札いた  
し、難船と申割判致、廻文之節、爲持遣し、組外たり共、積合有之方、入札  
望に候はゞ、札爲入可申事。

一、賣荷物手附金無之札、一切無用、并に口請合之札請取不申候、差札引  
札一切相用申間敷候、札開相濟候後、直引一切無用、尤手附金無之札  
者、兩行司元引請に相成可申事。

一、張紙いたし候趣、太筆に其趣意書出し置可申事。

一、難船賣荷物之節、中食酒等相止め可申候事、但し行司組々不殘極印  
元立會勘定仕舞候後、雜用料四百五十匁、尤役人之計は、獨辨當に可  
致候、夜分に入候而も、右之銀高に而相濟可申候。

一、元直改荷物引渡し、并に分散賣荷物總振勘定之砌迄、新古兩組之行  
司并大行司總行事極印元年番、無不參立合、相互に評議之上、廉直に



取捌可致候、勿論古方支配之船に、難船有之候節、假舟方より總行司并極印元年番一人立合可申事。

一、假舟方支配之船難船有之候節は、右に順し、古方より大行司并年番一人立會可申候、尤相互に我意無之様取捌いたし可申事。

一、難船之節、諸願事取上申間敷事。

一、難船之砌、船主へも取計ひ、相應に損金爲致可申事。

一、平日和或は火事等に出合候船者、不働候間、船頭相構ひ可申事。

一、難船之節、箱金古組新組壹貫目宛、等分に入可申事、但し雙方等分に入候はゞ、船々輕難有之節、兩箱金より合力致遣し、箱金不足之節は、其法義に寄、運賃合力、或は素合力、又者合力立致可申事。

右之通、古方假舟方熟談之上、相極申候、已後舟方勝手宜鋪筋致出來候はゞ、相談の上書加へ可申事。十組記  
錄其他

## 卯 八品商

曰く古着屋、曰く古着買、曰く古鐵屋、曰く古鐵買、曰く古道具屋、曰く小道具屋、曰く唐物屋、曰く質屋、稱して之を入品商と曰ふ、盜品を賣捌く者多くは此の八商に就かざる可からざるを以て、盜品搜索及盜賊探偵に之を利用するの制有り、例へば古着問屋の如き、慶安三年已に組合を設け、萬治二年には營業者に商賣札を給し、以て之が取締を爲し、質屋は、元祿三年三人の總代を定め、本石町三丁目に總代會所を設けて之を取締り、或は情を知りて不正品の質を取る如き行爲有る場合は、本人は磔、男子は死罪、女房女子は奴とするの制なりしも、享保八年幕府命して、更めて八品商各組合を組織せしむ、其制各同業者十人を以て一組とし、之を十七組に分ち、稱して何町組と云ひ、小組は番號を以て之を呼ぶ、何町組に



大行事有り、番組に月行事有り、順番を以て之に任じ、一名主支配毎に組合帳を作り、總捺印を爲したる者二通、一を町年寄樽屋役所に備へ、一を名主の控とし、無捺印二通を南北奉行所に置く、當時營業者及番組の數、

- 一、質屋 二百五十三組 二千七百三十一人
- 一、古着屋仲買共 百十組 千八百八十二人
- 一、古着仕立屋仲買共 十七組 二百人
- 一、古着買仲買 百三十組 千四百七人
- 一、古着仲買 二十組 二百三十八人
- 同木綿古切下げ店 同振うり 同せりうり
- 同三つ物振賣 同ぼろかひ 同切うり
- 一、古道具屋 二百九組 二千三百三十五人
- 一、唐物屋 十五組 百二十八人

- 一、小道具屋仲買 四組 六十二人
  - 一、小道具取賣 三組 三十二人
  - 一、小道具屋 四十九組 五百十一人
  - 一、古金屋 七十五組 七百九十三人
  - 一、古金買 百一組 千百十六人
  - 一、古金仲買 八組 八十八人
  - 一、古金振賣 二組 十六人
- 總人數一萬八百三十九人 内 大組拾七組 小組百九拾六組
- にして、所謂大組は、

- 一、室 町 組
- 一、小傳馬町組
- 一、淺 草 組

室町方大傳馬町通、本石町鐵砲町邊、名主拾七人、月行事貳人。

小傳馬町參丁日方堺町高砂町富澤町濱町村松町米澤町橋町邊、神田紺屋町岩井町橋本町馬喰町邊、名主拾八人。

平右衛門町方淺草筋通、新町邊、名主三拾人。



- 一、神田組 三河町方須田町松田町白壁町邊、名主拾人。
- 一、本郷組 佐久間町方下谷本郷小石川集鴨邊、駒込谷中迄、名主三拾貳人。
- 一、日本橋組 通壹町目方同四町目迄、名主九人。
- 一、中橋組 南傳馬町壹町目方同三町目迄、名主拾壹人。
- 一、京橋組 銀座壹町目方出雲町木挽町邊、名主拾三人。
- 一、靈岸島組 南八丁堀方鐵砲町邊、佃島迄、名主拾四人。
- 一、芝口組 芝口町壹町目方濱松町四町分、櫻田邊迄、名主拾八人。
- 一、本芝組 本芝町金杉高輪町迄、名主拾四人。
- 一、四谷組 麴町方飯田町市ヶ谷牛込小日向大塚邊迄、名主貳拾六人。
- 一、麻布組 市兵衛町澁谷下高輪品川臺町邊迄、名主拾六人。
- 一、赤坂組 赤坂傳馬町青山邊迄、名主四人。
- 一、深川組 北南本所組 佐賀町富田町下所元町中郷龜戸迄、名主貳拾貳人。

一、本所堅川組

尾上町方林町綠町吉田町邊迄、名主拾人。

一、新吉原組

名主四人、月行事壹人。

名主二百六十四人 外に吉原分四人

也、紛失物穿鑿手續左の如し。

一、紛失物御觸書當番名主方に參候節、寫之、一組中に相廻候はゞ、町々に而吟味致、一組之商賣人之行事、町々之月行事と立合、御尋物無之候はゞ、商賣筋々之行事、町内月行事立合之印形仕、其上に而支配切に名主方に而帳面吟味致、一組之御返答書取集、日限に當番御所に持參可致事。

一、當番に而無之同役中者、御返答之前日に、銘々支配切書認め、當番之方より使を不請可差出事。

一、商賣人曾而無之支配者、無之書上、當番方に可差出事。



一名主當番并商賣人之行事も、二人宛相立可申候、町内月行事と申は、吟味迄之月行事者、用事多々候間、別に吟味之方は相懸り候計に一人宛相立可申候事。

一、商賣行事月分之帳面改之義者、相行事印形と町内月行事立合、判を可受事。

一、帳面閉候仕様者、本之通りに候事。

一、大組之所者、二切にも當番相立可申候、是は内證に而手届不申候義も可有之ために候、御返答書持參は、本當番可勤候。

一、當番之儀、來月番に候はゞ、前月二十九日に、當番之名を書付、御役所は一通宛上げ置可申事。

一、向後追入之者有之時者、其町々名主より、當番之名主に申遣、當番より組合之行事に申渡、追入之者、行事同道致、御役所御帳面に相付可

申候、尤當番之控帳にも書加可申事。

附り、追入之者、行事同道之節、當番之名主より追入之義書付印形致、爲持遣可申事。

一、商賣仕替候者有之候はゞ、當番之名主に申届、組合行事當番名主御斷之印形、書付を以御役所に御届ケ可申候事。

一、右商賣人店替致候歟、又者相替儀候はゞ、是又右之格に御届ケ可申事。

右之通、相違無之様に仲間可申合候、以上、

享保八癸卯年五月

蓋組合をして盜品等の搜索を爲さしむる也、同時に其責を盡さざる者に對して、嚴重なる制裁有るは勿論也、而して營業上の規約は、

定 (質屋)



- 一、御公儀様御法度之義、堅く相守可申事。
- 一、紛失物御觸御座候節者、行事立會、微細に吟味仕、似寄之品御座候はゞ、早速御訴可申上事。

一、質物取候節、置主受人兩判取置可申事。

一、火事盗人兩様蟲喰鼠喰不存候事。

一、質物八ヶ月限り。

但し利足之義は、一ヶ月

一、金一兩に付 一匁六分、

一、金一分に付 四分

一、金百文に付 四分

尤錢時之相場を以て勘定可渡候事。

右之通屹度相守可申候、以上、月日

定 (古着屋)

一、御公儀様御法度之儀、堅相守可申候事。

一、毎日買申古着、帳面に判形堅く取可申候事。

一、請人無之者之古着、一切買申間敷候、勿論胡亂成者、堅買申間敷候事。

一、自今以後、毎日買取申古着之下前、兩面共判形無之候はゞ、堅く買申間敷候事。

一、從所々古着賣人集候節、請人判鏡無之候はゞ、堅く買取申間敷候事、右之通、急度相改、商賣可仕候、以上、

後天保改革に、組合を解散し、嘉永に再興したること、諸組合に同じ、亦文化以前の制に従ひ、各業各十人組也、若夫町内に於ける弘めと、同業間にも相續又は營業開始の際に弘め有りたること、左の例を見て之を推す可し。



式法定

一、新規加入之仁御座候節者、惣仲間家別に、爲膳料金五百疋宛爲差出候事。

一、株式讓受之義者、惣仲間に、爲扇子代金七匁二分爲差出候事、但し御出銀者、大行事箱預り、參會入用に足し金可致候事。

一、家督相續之義者、大行事方より一統に御弘め而已、別段御目錄に者及不申候事。

一、養子相續之義者、爲扇子料、銀子二枚御差出之事。

一、後見弘め者、右同斷之事。

一、店支配人替、銀子壹枚。

右四廉、名主殿に御挨拶目錄左之通、但先例之通、

一、金百疋

旦那に

一、金百疋

手代衆

一、二百文

定使

一、新規加入之節、名主殿に挨拶目錄左之通。

一、金二千疋

旦那

一、金七百疋

若旦那

一、金千疋

手代衆

一、金三百疋

定使

一、讓株之節。

一、金七百疋

旦那

一、金三百疋

若旦那

一、金百疋

手代衆

一、金百疋

定使



一、名主殿歳暮金疊料、家別に金三分づゝ、取集め、大行事方より差上候事。

一、金二十兩

旦那

一、金三兩二分

疊料

一、金十五兩

手代衆

一、金一兩一分

定使

一、向後内町より外町に住居替被成候仁、新規加入同様御出銀可被成候事、但し外町より内町に住居替、是又同様之事、略

市政纂要、質屋記録、徳川禁令考、其他、

### 辰 髮結

髮結業者は、寛永中總仲間を定め、紙札を給し、橋番を爲すを義務とし、一橋毎に左右六町の髮結業者之に當るを制としたり、明曆火後其事廢す、

萬治二年三月町奉行所従業者に木札を給し、親方札一枚に就き金二兩、弟子札一枚に就き金一兩の冥加金を納れしめ、組合を設け、規約を定め、以て自ら相取締らしむ、既にして其規約漸く弛ぶや、享保中更めて組合を定め、仲間定法書を製し、新髮結床は、之を兩國橋詰永代橋詰等に集め、營業者には悉く木札を給して、火災の時、兩奉行所及半屋鋪町年寄役所に駆付け、書類の持退を爲さしむ。

### 髮結組合

本町通上組合	同下組合	石町通上組合
同下組合	室町組合	小船町組合
堺町組合	濱町組合	小網町組合
靈岸島組合	八町堀組合	日本橋南西組合
日本橋南東組合	中橋南東組合	同西組合



京橋南東組合	同東中通組合	同西中通組合
同南西組合	芝三組合	西久保組合
小石川組合	牛込組合	深川組合
下谷組合	旅籠町組合	湯島天神組合
湯島本郷組合	本所元町組合	追分組合
柳原組合	本所南組合	同北組合
市谷組合	麴町組合	同東組合
赤坂組合	淺草茅町通組合	同門前組合
同寺町通組合	神田西組合	同東組合

總人數六百九十八人(寶曆四年)

規約の大意は、一町限の營業區域を守り、他の營業區を侵犯せざる事、法令を遵守するは勿論、喧嘩口論等有らば、隣町の親方輩立合ひて之を仲

裁する事、訟訴は先づ組中に相談し、埒明かざれば年番に申出で、惣仲間寄合ひて取扱ひ、事協はざる後、始めて奉行所に持出すを得る事、營業地域收公せらるゝこと有るも、再び拜領地と爲り、新に借家を設くる場合は、前營業者此に營業す可く、其地廣き時は、組中相談の上、更に他の營業者を定む可き事、營業地域の者無體なる申出を爲さば、組中立合ひ、之を争ふ可く、或は親方若くは召仕に不届なる者有らば、組合吟味して總仲間より除名す可き事、總仲間にて髪結營業者より運上類似の徴集を爲すこと勿かる可く、年季手代奉公人を召抱ゆるには、取糺して出入等無き者を抱ゆ可く、取替金は三分宛借す可く、勤むる半季のみならば、残る半季は總仲間を構ひ、全く勤めざる者は、たとへ引負金なき者も、營業すること能はざらしむる事、仲間除の親方有りて不届なる者を抱へ置き、營業を妨害する乎、其者は惣仲間にては、召抱ゆること勿かる可く、預



場所主又は髮結床のみ所持する者は、組合に入らしめざる可く、髮結場所若くは床を親類に譲るか或は永代賣渡す者は、隣町の親方を加判せしむ可く、相對にて買取りたる者は、組合に入るを得ざらしめ、其揚所に如何なる出來事を生ずるとも、總仲間より世話すること勿かる可く、總仲間中に公事出入がましき事生ずるときは、年番はたとへ親類たりとも、依怙最負なき様に取扱ひて内濟し、其年番間に埒明け、次年番に引繼ぐこと勿かる可く、毎年兩度惣仲間會合を催す可く、以上の條項に反する者は、惣仲間より除名せらるゝとも、一言も申すまじと云ふに在り、其後天保の改革に一旦組合を解散せしも、嘉永四年に至り、文化以前の制に復して、再び組合を設け、組毎に月行事の外、定行事世話人を立て、焼印札を給し、舊に依りて兩奉行所の外、町年寄役所に六十人、牢屋鋪に三十人の駈付義務を負擔す。惣仲間定法、市政要、其他、市

### 巳 石工及建具職

石工は嘉永四年組合再興の時、見世持二百八十一人を以て、左の十三組を組織す。町奉行手控

八丁堀組	四十三人	本所組	二十四人
柳原組	三十人	谷中組	十四人
市谷組	十八人	伊血子組	九人
四谷組	二十四人	深川組	十一人
淺草組	二十八人	筋違組	三十八人
駒込組	十三人	麻布組	二十八人
芝組	九人		

蓋組合を以て見世持石工を取締り、見世持をして師弟關係、假父子關係



に依り、其弟子職人を取締らしめたる也、文政十年七月創建安政四年十一月修覆する所の高輪庚申堂石屏刻記には、十三組中、駒込市ヶ谷を一組とし、八丁堀組を松屋町材木町の二組とす、即ち八丁堀組松屋町三十四人、深川組十二人、本所組二十人、浅草組四十五人、柳原組二十人、筋違組三十四人、谷中組十人、駒込市ヶ谷組三十七人、四谷組十六人、麻布組二十二人、伊血子組十二人、芝組十三人、八丁堀組材木町四十三人有り、各其名を刻す。

建具職は、寛政五年十月廿一日左の命に依りて、組合十組を組織す。徳川禁令考

願人名前略す

此者共之内、久兵衛外貳人、定右衛門外拾八人之者共、願出候は、建具屋渡世之者、仲間取極無之故、□用又は火災之節、建具段、手間賃引上、申合難行届、并弟子共細工習得候得は、年季之内暇取或は脱落致し、同職

其外は罷越、心儘職分相稼候故、自然と身持放埒に相成、難儀致候間、此度仲間取極、御作事方定小屋に無代に而職人差出、御用相勤度旨、願出候得共、右定小屋御用相勤候而者、難儀可及旨、多分申立、右御用不相勤、仲間取極、弟子共締り、仕法之通致度、一同得心、印形差出、外に相障候儀も、不相聞候間、以來見世持建具職三百拾人を惣仲間に申付候間、最寄々々に而組合、拾組に相定、仲間并弟子共取締り等、仕法書之通取極、一同町年寄方之帳面に名前相記置、向後加人望之者共は、仲間に而物入不相懸様、早速最寄之組合加人爲致、弟子共之儀は、取締之爲に候迎、爲差事も無之、聊之儀をも非道之取扱不致、職業は勿論、身持等迄、能々教遣し、非常之節迎、無謂、直段手間賃引上不申様、一同精々爲申合置候様可致候。

但、惣仲間之者共は、右之趣銘々に可申通候。



右之趣被仰渡、奉畏候、爲後日仍如件。  
寛政五丑年十月二十一日

當 人  
家 主  
五 人 組

亦弟子職人は建具屋之を取締り、建具屋は組合を設け、仕法書を定めて相取締れる也。

午 諸商賣諸職人

諸商賣諸職人の同業相團結して自治したるは、札差旅人宿十組問屋八品商髮結の類のみに非ず、兩替屋は、本兩替屋、三組、貳番組より二十七番組に至る諸組、并に上野領濟松寺領の各組に分れ、薪炭仲買は、安永二年十五組と爲り、年行事月行事を設く、飛脚屋には、日本橋組、京橋組、芝口組、

山手組(初赤坂組)、神田組、芝組の六組有り、廻船問屋には、一番組より十番組に至る十組有り、人宿の如きは、享保十五年組合を定めて、定人数二百七十人を一番組より十一番組に至る十一組とし、辻番受負人は、一番組より九番組に至る九組、豆腐屋觸次世話人は、一番組より十一番組に至る十一組を組織す、御堀浮芥定凌受負人は、日本橋組、京橋組、芝口組、神田組、深川組に分れ、魚問屋は、小田町町組、本船町組、同町横店組、安針町組、新肴場組、本芝組、芝金杉町組等を有し、以て所謂御菜御用を務む。町奉行手控、定飛脚御日記、六組飛脚屋舊記、問屋再興調、市政纂要、人宿番組、魚問屋起立、芝浦漁業起立、金杉魚問屋記録、其他、飛脚發端舊記、石問屋は、享保六年組合を組織し、十年十月仲間取極仕法を定む。

定

- 一、諸石直段高値に不相成様賣出し可申事。
- 一、御公儀様御定法急度相守可申事。



一、荷物入津有之候はゞ、送狀次第に積取可申候、若急に入用之節者、送り狀相附候方に相對に致し取遣り可致候事。

一、荷物入津之時分、手に送狀も不參、荷物途中に而船頭相對致し積取申候はゞ、右之荷物本人方に取返し、其上右挨拶として金壹兩差出し可申候、勿論右之船頭重而荷物積參候共、組合之内に一切揚申間敷候事。

一、仲間差引拂渡之儀者、月限に急度相渡、相濟せ可申候、若相滯候はゞ、其人の者取遣り致間敷候事。

一、仲買中の賣懸相滯不埒に有之候はゞ、仲間組合相談之上、張紙を出し、其仁の者假令現金たり共、一切賣申間敷候事。

一、行事兩人に而壹ヶ月宛相勤可申、何事によらず、行事方へ寄合相談之上に而、相極め可申候事。

一、先規より諸石商賣致來候處、此度諸問屋共御改に付、奈良屋御役所に被召出、御吟味之上、諸石問屋に被爲仰付、因茲、組合相談之上、相極候上者、相互に此末急度相守可申候、若違背有之候はゞ、組合相除可申候、其節一言之儀申間敷候事。

一、仲間新入之者御座候節者、住所名前相糺、御役所に御願申上候而、差圖を以、加入致させ可申候事。

右ヶ條之越、御役所に御證文差上申候上者、相互に急度相守、少茂違背致申間敷候、爲後證連印いたし置候、仍而如件。

享保十乙巳年十月

靈岸島銀町壹町目

伏見屋吉兵衛

野間屋六右衛門

相摸屋三郎兵衛

相摸屋伊兵衛



伊豆屋治兵衛  
 伊勢屋庄兵衛  
 筈屋太郎兵衛  
 湊屋七左衛門  
 筈屋八兵衛  
 榎本屋五郎兵衛  
 三浦屋九兵衛  
 筈屋利兵衛  
同所同町貳町目  
 伊豆屋與兵衛  
靈岸島町  
 榎本屋六郎兵衛  
 伊豆屋甚兵衛

尾張屋孫三郎

尋て奈良屋役所より左の觸有り。

一、諸商人諸職人組合相極め、月行事相定、新規之品工出し不申候様に、  
 被仰出候間、先達而申渡候組合帳面銘々差出候に付、其月々之月行  
 事名前月書付可差出事。

一、火事以後直段貳割參割之外、高利取申間敷儀に付、竹丸太葎簀筥  
 繩菰石商賣人組合仲間相極め、月行事相立、吟味可仕旨、被仰付候に  
 付、毎月相場書上、五日十五日二十五日右三度宛差出し可申候、尤月  
 々之月行事之名前月書可差出事。

一、先達而組合に而之外、新規商賣に取附候者有之候はゞ、其段相届帳  
 面に附可申候、若帳面に附不申、組合に茂入不申候者有之候はゞ、可  
 爲越度候。



一、同商賣仲間之者共方より相改可申來候事。

但、仲間に入不申候同職之者有之、仲間之者相改候節、自分了簡を以商賣相構候事、不仕、左様之者有之候は、其者名前并住所承届可申來候。

一、先達而組合候商賣職人に而、人數限り候事に而者無之候、新規に商賣取附候者有之候は、相届候上、勝手次第に商賣可致候、尤同職より妨申間敷候事。

一、先達而組合に入候商賣人職人家職相止候儀、家職致替候歟、又者所替致候は、帳面直し可申候事。

右之趣共有之候は、早速奈良屋所へ可訴出候。十一月二十三日  
文化六年冥加として一石橋より江戸橋に至る日本橋川定浚を命せられ、天保解散嘉永再組織の際、左の規定を設く。

定

一、御公儀様御定法者勿論、時々御觸之趣、堅相守可申事。

一、石直段成丈引下げ、高直に不相成様、正路に商ひ可致、萬一非常之儀有之候共、決而高直に不相成様賣買可致候事。

一、御屋鋪様方者勿論町方迄、古來より問屋に而石商被致來候所、石工職分迄、縦令御頼有之候共、職方之儀者相斷、問屋に而一式請負致間敷候事。

一、仲間組合之内、萬一所替致候歟、亦者名印改候は、早速行事差添、喜多村御役所に御届可申上候事。

一、銘々賣場之儀者、一ヶ所に限り可申候、且神田川筋に賣場補理いたし候儀者勿論、置場たり共、取建候儀者、一同障りも在之、一切不相成候事。



一、御屋鋪様方町方迄、山方荷主より直賣致候儀者、不相成候處、萬一直賣之筋も在之節、問屋内に而馴合、名前貸等決而いたし申間敷候事、

一、山方出張買入等、決而致間敷事、

一、山方町場仕入之儀、自分勝手に一と手を以仕入致間敷、縦令荷主より頼込有之候共、寄合相談之上、望人之者有無承り、披露之上、組合に而仕入可致候事、

一、石置場に而石拵一切相斷可申、尤御用石之儀者、仲間中へ廻状を以申達、幟相立、爲、伐可申事、

但、右者先年石工見世持行事より頼有之事候、

一、山方荷主致居候仁歟、亦者石工見世持渡世之仁、石問屋致度段申出候共、決而不相成趣者、既に文化十五寅年中、議定にも有之候、萬一組合内に、勝手に付問屋渡世讓引を致度仁茂有之候は、其仁より篤

と身元相糺候上、年行事月行事に可願出候事、

一、石工見世持衆賣掛相滞、二季勘定相立不申、其上不法之筋を申候仁者、相談之上、名前張出し、一切商致間敷事、

一、先規より取極之通、送状無之積來候荷物は、猥りに水上致間鋪、行事立會、船々難儀不致様取計可致、船頭へ相對を以、勝手に積取る儀、決而致間敷事、

一、田舎商之分、高瀬船等直廻り積込遣候荷物、先規取極之通、半船賃請取可申事、

一、仲間組合之内に勤居候者相抱候は、先主人方に問合之上、取はからひ可申事、

一、月々仲間行事相定、一度宛自身寄合、諸石直段高直に不相成様、相談可致、且仕切直段自己に直増等、一切致間敷事、



但、臨時寄合之儀者、前日行事より廻狀出候はゞ、刻限無相違、急度自身出席可致事。

右之條々、今般問屋再興被仰付、依之組合相談之上、取極候上者、相互に急度相守可申候、萬一相背候者有之候はゞ、其時之輕重によつて、過料金差出し、詫證文可致、其上相背候者は、無據申立之上、仲間組合相除き可申候、其節一言之儀申間敷候、爲後日議定連印仍如件。

嘉永四辛亥年十一月

松屋左兵衛 印(下略)

(石問屋服部氏所藏文書)

諸職人に在りても略之に同じく、例へば疊屋の如き、鑑札を給せられ、組合を設け、肝煎を定めて相取締り、國役は從業者の從業狀態に依り、床板數を以て等級を定め、之が一枚に對し、年三人を賦したりと云ふ、疊職古泥老談工は太子講を組合とし、講頭有り、小組合に月番年番を置き、大組合に大

行司を設け、以て自ら取締りたる者の如く、赤坂溜池町川島氏藏文書中、

御當地左官弟子持中

觸書控

嘉永二年九月  
中橋賴町左官金兵衛

- |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|------|
| 一 番 | 白壁町 | 二 番 | 竈川岸  |
| 三 番 | 搏正町 | 四 番 | 鞘町   |
| 五 番 | 桶町  | 六 番 | 鍛冶町  |
| 七 番 | 八官町 | 八 番 | 山城川岸 |
| 九 番 | 豊島町 | 十 番 | 外神田  |
| 十一番 | 下谷  | 十二番 | 湯島   |
| 十三番 | 深川  | 十四番 | 向兩國  |

口上

以書付を奉申上候、我等弟子豊太郎と申者、當年二十歳に而、年季中に御座候處、此度着類取逃致、重々不届に付、左官職相構候間、一夜成共、御



留め被成候義者勿論半日に而も御遣ひ被下間敷候様、御頼申上候、尤人體者中丈に而、色淺黒く、鼻高く目細く、細面に御座候、此段御頼申上候、以上。

宿者本郷春木町二丁目久次郎店龜藏俵に御座候。

酉の九月

龜川岸組  
八 五 郎

延享四年 年番帳  
卯七月十一日 上組 年番  
さや町 下組 年番

七月廿二日

一、桶町三右衛門弟子庄八事講入。

一、桶町傳左衛門弟子半兵衛義、歸參仕候間、左様御心得可被下候。

卯八月四日

桶町年番  
半 右 衛 門  
五 兵 衛

京橋年番  
次 郎 兵 衛  
利 助  
鍛冶町年番  
善 四 郎

所々御講中様

若者作金之事

一、仕手六人之時若者八人、此上間敷直段上り候共、其割可被成、若者先様にやとわれ、一兩日相勤候金子□錢四百文五百文程宛相借候事、何共不埒に御座候に付、親持へ無く、宿元は、作料金物前に急度相渡し可申候、弟子者其親方に急度相渡可申候、此以後不埒無之様に可被申候、以上。

卯七月二十二日

大行事  
京 橋



所々御講中様

口演

一、乍憚以廻狀申上候、此間殘暑之砌、大寄合首尾能相濟、各様御太義千萬に奉存候、此方講中不殘宜御禮申上候、爲其如此に御座候、早々以上。

卯七月二十五日

大行事

桶 京 橋  
さ や  
鍛 冶 町  
鍛 冶 町

所々御講中様

一、所々御講中様爲御知申上候、今度麻布御講中月年番持に、樽正町鞆町桶町京橋鍛冶町、右五ヶ所に而取扱申候間、各々様左様に御心得可被下候、以上。

卯七月二十二日

大行事

京 橋  
桶 鞆  
鍛 冶 町

山城町様御世話故相濟、目出度奉存候。

法度書之事

一、淺布講中へ遣し申候、請取之事。

廻狀

一、赤坂講中金六儀、先達てかまい狀出し申候、此度歸參仕候間、各様御



講中、以後御雇引被遊可被下候、以上。

卯十月二十二日

赤坂當番

源 六

長 五郎

喜 兵衛

廻状

一、住吉町又八弟子六五郎義先達而構廻状相廻し候所に、各々様御度  
□段、忝次第に奉存候、依之六五郎職分相止り、難儀仕候故、親方宅へ  
度々わび仕候、其上去る御方様より、達而御頼被成故、是非なく又は  
承引仕、出入仕候間、組合小使申付け候間、乍御世話、御聞敷時分、六五  
郎御やとい被成候様に奉願候、以上。

卯十一月十二日

住吉町組合

三郎兵衛

行事 太郎兵衛

所々御組合衆中様

と記す者有り、以て組合取締の状を推す可し、而して府下泥工の大寄合  
は、正五九月通三丁目貸席ことぶきに於てするを例としたりと傳ふ、太  
子講を以て組合ふこと、大鋸職の如きも亦然りし也、組合を南中北三組  
に分ち、更に之を二十一組とし、内北組を新材木町組、三河町組、佐久間町  
組、本所組、深川組、本郷組、四谷組、茂森町組、吉永町組、紺屋町組の十組、南組  
を三十間堀組、笹浪組、魚藍組の三組、中組を茅場町組、稻町組、樽正町組、大  
鋸町組、浅草組、麴町組、芝組、青物町組の八組とす、  
深川西平井町竹野氏所藏文書に  
は、元町組、龜井町組の名も見ゆ、  
寄合場は京橋下横町木屋にして、組合経費は、之を十五分し、七分を北組  
五分を中組、三分を南組の負擔とする例也、  
古老談 深川西平井町竹野氏所  
藏文書載する所の大鋸職仲間規約、左の如し。



- 一、御公儀様御法度之儀者、堅相守可申候事。
- 一、仲ヶ間古來より取極候義者、三ヶ所一體之事候間、相互に萬事陸陸敷、家業可致候事。
- 一、銘々持場所得意場大切に相勤、家業向に付、得意先差支無之様可致候事。
- 一、挽賃銀之儀者、年々正月七月兩度參會之節、材木仲買大行事方に而掛合之上、取極候直段を以、一統相用可申候事。
- 一、先來より右様之取極に付、挽賃銀高下之儀者有之間敷候所、近年猥りに相成、賃銀高下有之、粗相聞候間、是等之儀者家業第一之事候間、定之外高下無之様、急度相守可申候事。
- 一、雜用之儀者、其時之米直段相場高下を以相定、其時之當番より其町々々に以書付相觸候間、一統相用可申候事。

- 一、弟子相抱候はゞ、幼年は格別、中年より者、三ヶ年季以上に而相抱候様、一統取極候、尤歳季證文取置、相抱可申候事。
- 一、在々より職分覺御當地へ罷出候者、警親類に而も猥に片入揚錢等に而抱候儀、一統致申間敷候事。
- 一、參會太子構講其外相談事に付、八町寄合相觸候節、無不參罷出可申候事。
- 一、譬其町内組合に而茂、輪場を借細工致候節は、其當人の急度相斷、無念無之様可致候事。
- 一、何連不限不埒致候者有之候節者、仲ヶ間相除候砌、其町々に而右不埒成者を供々引込候様、是迄度々有之候に付、向後者右様之儀無之様、相慎可申候事。
- 一、得意先に而一式請負被致、上場所の諸材木持込候節、場所先御出入



之職人有之候はゞ其當人の急度相斷可申候、尤場所先棟梁より少々職人差出度旨相頼候儀も有之候は者、可然様陸陸敷取計可申候事。

一、仲買材木屋は不申及、譬河岸空藏屋に不限、得意場所持弟子を持候者、早速棟梁に加入致可申候事。

一、棟梁得意場萬一不首尾に相成、出入被差留候儀も有之候はゞ其組合かさつ取計無之様、八町相談之上、得と取調候上、致相詫遣し可申候事。

一、得意場書入候哉、又者相譲り候節は、其組合急度加判致可申候事。

一、得意先より棟梁住所相離候義、茂有之、少々之挽物者手近之方材木屋直頼致候儀も有之候間、是等之義者、得と相糺、其棟梁に相斷、差支無之様可致候事。

右之條々急度相守可申候、萬一相背候者有之候はゞ、舊來之通相除可申候、然る上は仲ヶ間仕法を以相詫可申候、是又仲間白歸參之節、人數多勢に相成候時者、彼是難澁申立候に付、鍋蒸籠減致遣し候事、茂有之候得共、以來者人數多少に不限、仲ヶ間仕法之通、急度爲致可申候事。

天保三壬辰年六月

古來より用事候規定帳面、今般致燒失候に付、古來之通前條之趣申合一統承知之上、猶又連印左之通。(連名捺印略)

板木屋に在りては、寛文中より組合存し、寶曆十年仲間帳面燒失後、一旦解體の姿なりしも、寛政三年再び組合を設け、行事八人を置きて取締に任じ、年々五月之を改撰したり、而して天保に解散し、嘉永に再興するこゝと、他の組合に同じ、名稱は地方の稱呼を冠するを例とし、日本橋組、馬喰町組、下谷組、淺草組、山手組等と稱す、公儀への義務は、謀判の鑒定なりし



と云ふ、仲間新古記録帳、古老談。此くの如きの類、今一々擧ぐるに暇有らざる也、而して此等各業務の組合組織は、何れも大同小異にして、年行事月行事若くは肝煎を置き、以て組合事務を取扱はしめ、仲間規約を設け、以て組内組外を相取締り、而して官府に對して或る責務を負ふ者也、内諸職人及勞働者使役の事業たる人宿飛脚屋其他は、受負人請宿見世持等を要素として組合を組織し、勞働者は所謂寄親寄子、親分子分、親方弟子、棟梁弟子職人と云ふ如き假親子關係准家族關係を以て、受負人請宿見世持等の下に統合せしむるを例とす、若夫新吉原遊里の如き、別に一廓を設けて其營業を公許し、名主四人を代表として町内及其業務を自治せしめ、兼て府内各所の隠賣女を取締しむると同時に、犯罪の疑有る者を密告するの義務を負はしむ、當時犯罪檢舉に頗る敏活なる者有りしは、蓋妓樓料理屋等に、探偵責務の一部を負はしめたるに基く者、與て力有りたる也。

#### 第四 自治制廢止及再興

王政維新の初、明治元年五月十九日大總督有栖川宮鎮臺府を江戸に開きて軍政を布き、町奉行所を廢し、改めて南北市政裁判所とし、三町年寄及是年四月新に町年寄並勤方を命じたる地割役樽氏を免し、七月十七日江戸を以て東京とし、鎮臺府を廢して鎮將府を開き、同時に東京府を置く、東京府は八月十七日開廳し、市政裁判所の事務を移管す、是より先七月舊幕臣商民の受領地借地を上收し、九月二十三日各藩邸を廓内一箇所、郊外十萬石以上二箇所、以下一箇所とし、是月町木戸番屋を撤す、十月十三日車駕東臨、奠鼎の地と爲り、同時に鎮將府を廢す、二年二月二十四日太政官を東京に移し、三月十日十一日府下二十一組番外新吉原の千六百八十六町を分ちて五十組とし、名主を廢し、中年寄添年寄を置く、



中年寄世話掛肝煎二人、世話掛十人有り、而して毎區町用取扱所を設く、十二日元名主の門及玄關を撤せしむ、自身番屋の撤去亦是月に在り、四月十五日市街の區畫を更ぬ、小町門前町受領地借地の類六百餘町を并合廢省す、既にして六月八日家主の公務に關するを停め、五人組月行事を廢す、公私の事務を區別するは、維新政綱の一なりしを以て也、江戸幕府の自治制度は茲に其終を告げたる者と謂ふ可し、六月二十二日町年寄三千七十九人を任命す、舊家主の町内事務一部を代り執る者也、三年七月八日諸藩の官邸私邸各一箇所を更め賜ひ、其餘を上收し、四年正月五日社寺の朱印地除地を收む、二月添年寄を廢す、四月四日戸籍法の公布有り、中に區畫に關する規定を見る、六月十四日朱引内外を區畫し、朱引内を六大區四十三小區に、朱引外を六大區二十五小區に分ち、各大區に出張所を設け、中年寄添年寄をして出張所に出務せしめ、大區毎に中

添年寄一人をして日々東京府に出頭せしむ、取締上に於ては、是より先明治元年十二月五日衛巡邏を命じ、二年二月十三日市中取締諸藩に觸頭を置き、十一月十五日東京府に府兵掛を設け、十二月府兵規則を頒ち、府下を六大區とし、第一二三四大區を八小區に、第五大區を九小區に、第六大區を六小區に分ち、各大區に總長を置く、四年六月十八日各大區出張所を設け、九月十四日之を取締出張所と改稱す、十一月取締組大體法則を頒ち、各大區に取締所を設け、總長一名差添役四人を置き、毎大區を十六小區とし、毎小區に屯衛所を設け、組頭一人、小頭三人及組子を置く、五年正月各大區取締出張所を各大區役所と改む、三月二十九日組頭を廢して、區長權區長を置く、四月十三日東京府に選卒總長選卒權總長選卒檢官選卒權檢官區長權區長を置き、取締組を選卒と改む、八月二十三日東京府選卒を司法省に移屬す、二十八日司法省内に警察を置く、十月十九日警察職制章程及東京府番人規則を定め、二十八日各大區役所を各大區警視出張所と改稱し、六年七月九日警察中に警視局を設く、七年一月十五日東京警視廳を置、十一月貫族並に社寺の觸頭を廢し、各小區に戸長副長を置き、十二月武家地町地の稱を廢し、一般に地券を給して地租を上納せしむ、五年四月七日從來の戸長副戸長を免し、更めて戸長を任命す、六年十二月九日戸長世話掛を廢し、各大區に區長一人を置き、舊戸長世話掛を以て之に任す、九年二月二十五日各區扱所を廢し、六大區内に區務所四十箇所を置く、二十九日町用掛を廢し、區務所に書記を置く、即ち大區に區長一人、區務所に戸長一人、書記は戸



數三千戸四人以上、四百戸より七百戸まで一人を増すの制也。十一年七月二十二日郡區町村編成法の布告有り、十一月二日府内を更め盡して十五區とし、區長以下を任命し、各區役所を設け、又區會を開く、之を今の區役所の初とす、蓋維新以降に於ける中央集權の大勢は、竟に戸長治下の最小行政區を撤去せしむるに至れる也。二十一年四月十七日市制町村制公布せらる、二十二年三月二十二日法律第十二號を以て市制中東京市京都市大阪市に特例を設くるの件を公布せらる、東京市は茲に所謂特例市として其成立を見たり、七月一日區役所を開應す、三十一年五月二十七日法律第九號を以て、是年九月三十日を限り、明治二十二年法律第十二號を廢止す、十月一日市制に依るの東京自治市初めて開應す、此くの如くにして舊自治制は撤し去られ、更めて新自治制の施行を見るに至れる也。

法令類纂、東京府職制沿革、町年寄並地守差配人沿革、布令留、市政日誌、鎮臺日誌、東京府日誌、東京市役所文書。

## 第五 江戸自治制の長所

看來れば、江戸時代に於ける自治制は、少なくとも三個の特色を有したる者に似たり、其組織の極めて徹底的にして、恰も軍隊編成の如く然ること一也、極めて嚴明なる責任制なること二也、而して之を運用するに、道德倫理の思想を基礎とする儀禮を以てすること三也。

江戸幕府の自治組織は、小自治體を組合せて次第に大自治體と爲すの制にして、軍隊が基礎組合たる個人組合班を組合せて分隊を編成し、分隊を組合せて小隊を編成し、小隊を組合せて中隊を編成し、中隊を組合せて大隊を編成し、大隊を組合せて聯隊を編成し、聯隊を組合せて旅團を編成し、旅團を組合せて師團を編成し、師團を組合せて軍團を編成する如く、爾かく細密なるに非ずと雖、個人の組合たる基礎組合を成る可



く小組合にし、所謂五人組を組織し、之を組合せて町村を編成し、江戸に在りては、更に各町を組合せて大江戸總町を編成したり、業務上の組合に於ても、基礎組合たる個人組織は、成る可く之を小組合にし、小組合を組合せて大組合を編成するを例とし、二重三重の組合を設く、而して大小组合皆其組合内を自治するを以て、最大組合以上に出で、官府の手を煩はす可き事件の極めて少数なる可きは言ふまでも無き所也、一面官府の命令は極めて少数なる之が最大組合に達すれば則ち足り、以下次を以て小組合に達し、最小組合は單に數人の個人に達するに過ぎず、其通達遺憾なく徹底するは固に其所のみ、是れ官府事務の極めて閑散にして、一面には其號令の極めて行届く所以なるなからんや、而して大小自治體が、能く疎漫に流れず、横暴を逞ふせず、自治政治の最大通患たる繁實技幹を披き、尾大振はざるに至らざりし者は、江戸時代

の自治政が、極めて嚴明なる責任制なりしを以て也、相互扶助責任連帶の制規極めて明確且峻烈にして、貸す所なく、殊に組合の階級を下るに従ひ愈密に、最下級たる基礎組合五人組に至りては、一員の犯罪に對して、全組合員悉く連坐し、兼て之が監督位置に立つ所の上級組合の首長、亦皆連坐す、犯罪の種類に依り、家族の連坐することは言ふまでも無し、唯連坐を免かるゝの制規に、組合員間の戒告訓諭に依りて、悛改せしむるの一法と、悛改を肯せざる者に對して告訐するの一法有るのみ、基礎自治體の成る可く少数なるを必要とするは、連坐者の成る可く少数なるを必要とするが爲めのみならず、組合員の相互間に於ける監督をして遺憾なく行届かしむるが爲にも、成る可く其少数なるを必要としたれば也、同時に之を二人三人の最少數とすれば、他の一面に於ける相互扶助の力無き者有るを致すを以ての故に、五人を適度として、乃ち所謂



五人組を編成したる者なる可し、業務上の自治體に在りても、一方に幾ど世襲的獨占の特權を與ふるが爲め、事業の安固は冒險心を制し、以て暴利を貪る如きことなからしめ、業務を樂み、業務を愛し、業務を研究し、業務を手堅くし、業務に熟練すると同時に、一方には自由競争の餘地少なきが爲め、進歩改良の十分ならざる弊在り、同じ理由に依りて物貨の非常なる廉價供給を爲さしむる能はざるの傾有りと雖、組合員の相互監督に由りて不正利得を制し、責任連帶制規を以て相互監督を勵行せしめ、全組合の横暴に對しては、生殺與奪權の所有者たる官府の一號令能く之を制するを得たる也、例へば物價騰貴の甚しき場合は、價格低減令を組合に下し、組合をして全組合員に達せしめ、令に従はざる者有れば、組合の首長乃至組合其者直ちに之が責に任せざる可からざるを以て、其令容易に行はるゝを得たり。

是の故に徹底一貫せる自治組織と責任連帶制とは、眞に輔車兩翼の關係を有し、江戸時代の自治制は、實に此の二者を併せ施して、乃ち能く其効果を擧げたりし也、而も之が實際の運用に至りては、爾かく秋霜烈日的なるのみに非ず、道德倫理に基き、人情に發足したる儀禮に依り、相當の濫かさを以て圓活に之を運用したり、蓋幕政時代は法律と道德とを區別せず、道德の制裁に法律の刑罰を加へ、道德上の是非を以て法律上の裁判とし、法律道德の式法を定めて之を不文の儀禮と爲し、以て國家社會の活動を秩序し次第したるを以て也。

去れば幕府時代は、大小自治の種々各様なる、一見極めて不秩序不畫一なるが如きも、整然之れを連結するの大綱有りて、大體の政體は寧ろ中央集權的なりし也、大小多數の自治機關存し、其經費鉅額なる可き筈なれども、自家の事業を自家の手に處理するを以ての故に、各自治體は概



して最善最廉の方法を擇びたりし也、加ふるに官府事務の簡少に基づ  
く經費減省は、總國民の出費を節減すること亦尠少に非ざりしならん  
歟。

若夫江戸時代に於ける自治制の短所弊所を擧ぐれば、固より一二に止  
まらざる可し、就中三百年の烈々驩虞時代を現出したる反面に、社會の  
自由競争を妨げ、國民の進取發揚を阻碍するに與て力有りたる如き、其  
最も重なる者ならざるを得ず、然れども其長所強所に至りては、今日と  
雖、猶一考の値無きにしも非ず。

東京市は、今や二百十七萬口を以て一自治體を組織し、内最大施政區淺  
草本所の如きは、各二十五萬六千口を有し、最小施政區赤坂さへも、猶六  
萬二千口を有す、恰も軍團、師團、旅團の下に、大中小隊分隊の組織無きに  
似たり、而して一面に最小自治體組織の必要は、全市到る處殆ど私設小

自治體無きは無からんと欲するを觀ても、之を推するに難からずや、例  
へば小石川區原町の如き、原町町會を設け、會員相互の信義を重じ、交誼  
を厚くし、共同利益を計るを目的とし、町内を五部に分ち、祭典、教育、救濟、  
衛生、交通、夜警、慶弔等の各事業を擧ぐることにし、坂谷芳郎、岡田良平、桐  
島像一、澁澤元治、増田義一諸氏、其他を顧問に、平山成信氏を會長にし、副  
會長、幹事長、部長、幹事を設け、以て會務を處理し、日本橋區通旅籠町の如  
き、睦會を設けて、町内を表町通、人形町通、大門通、南新道、北新道の五部に  
分ち、宮崎光太郎、鶴岡庄七、堀越角次郎三氏を年行事に推し、各部に四名  
乃至二名の常議員を置き、以て町内の親睦を計り、祭典其他の共同事務  
に當り、本郷區上富士前町、神明町及府下上駒込に亘る侯爵木戸氏の借  
地者六十餘名の如き、山川義太郎氏を委員長に、吉野作造、福井江亭其他  
の諸氏を委員にし、松菊會を組織して、地主に力を協せ、以て借地内の改